



本案は、我が国の市場の一層の開放を図る等の見地から、原油及び石油製品の関税率を引き下げるとともに、石油関係の免税還付制度の適用期限の延長等所要の改正を行なうほか、外国貨物の蔵置、加工、展示等の行為を総合的に行なうことができる総合保税地域制度の新設等の措置を講ずることとしております。

次に、国際金融公社への加盟に伴う措置に関する法律及び米州開発銀行への加盟に伴う措置について申し上げます。

本案は、国際金融公社において第三次の増資を行うことが合意されたことに伴い、この増資に応するための措置を講ずるとともに、中南米諸国における民間投資の拡大を支援するため米州開発銀行に設けられる多数国間の基金に充てるため我が国から拠出することとなるのに伴い、この拠出について所要の措置を講ずることとしております。

次に、日本輸出入銀行法等の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、我が国の輸入の拡大及び開発途上国等の経済発展の促進に資するため、技術の受け入れを輸入金融の対象に追加するとともに、外国政府等に対し、国際機関等の行う融資等を返済原資とする短期融資を行い得ることとするほか、従来の外貨建て債券に加え、外国において円建ての債券を発行できることとする等の措置を講ずることとしております。

以上の三法律案につきましては、三月十三日羽田大蔵大臣から提案理由の説明を聴取した後、三月十七日及び十八日の両日にわたりて質疑を行い、質疑終了後、順次採決いたしましたところ、いずれも多数をもつて原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、関税定率法等の一部を改正する法律案に對し、附帯決議が付されましたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(櫻内義雄君) 三案を一括して採決いたしました。

三案の委員長の報告はいずれも可決であります。三案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(櫻内義雄君) 起立多数。よって、三案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

君の起立を求めます。

○議長(櫻内義雄君) 日程第四 特定中小企業集積の活性化に関する臨時措置法案(内閣提出)

○議長(櫻内義雄君) 日程第四、特定中小企業集積の活性化に関する臨時措置法案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。商工委員長武藤山治君。

〔本号末尾に掲載〕

○武藤山治君 〔武藤山治君登壇〕

特定中小企業集積の活性化に関する臨時措置法案及び同報告書

[本号末尾に掲載]

につきまして、商工委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

我が国の地域経済の中核を担う産地、企業城下町等の中小企業集積は全国に多数存在しております。しかしながら、近年、これらの中小企業集積

において、消費者ニーズの多様化、技術革新の進展、人材確保難等の環境変化により、その基盤が揺らぐ等の問題を生じているものがあらわれてまいりました。

本案は、かかる事態に対処し、中小企業集積の再活性化を図るために提案されたものであります。本案を

第一に、中小企業集積の「活性化指針」を通商産業大臣が策定し、これに基づき、都道府県は、具

体的な中小企業集積の範囲、進出する特定分野に係る事業の目標、支援事業の内容等の「活性化計画」を作成し、通商産業大臣の承認を受けることと、第二に、進出を行おうとする中小企業者は、具体的な特定分野への進出の内容等を定めた「進出計画」を作成し、また、商工組合等は、その構成員の進出を円滑にするため、具体的な事業の内容を定めた「円滑化計画」を作成し、それぞれ都道府県知事の承認を受けること、

第三に、承認を受けた進出計画または円滑化計画に従って行う事業に対しても、中小企業信用保険法の特例、税制上の優遇措置等の支援措置を講ずることと

等であります。

本案は、去る二月十七日当委員会に付託され、三月六日渡部通商産業大臣から提案理由の説明を聴取し、審査を重ね、昨二十五日質疑を終了し、採決の結果、全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(櫻内義雄君) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(櫻内義雄君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(櫻内義雄君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(櫻内義雄君) 日程第五、義務教育費国庫負担法及び公立養護学校整備特別措置法(内閣提出)

○議長(櫻内義雄君) 日程第五、義務教育費国庫負担法及び公立養護学校整備特別措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。文教委員長伊藤公介君。

○伊藤公介君 ただいま議題となりました義務教育費国庫負担法及び公立養護学校整備特別措置法の一部を改正する法律案につきまして、文教委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

○伊藤公介君 〔伊藤公介君登壇〕

〔本号末尾に掲載〕

〔本号末尾に掲載〕

本案は、公立の義務教育諸学校の教職員等に係る共済費追加費用等について、最近における財政状況等を踏まえ、国庫負担の割合を段階的に引き下げた後、これを国庫負担の対象外としようとするもので、その主な内容は、

第一に、義務教育費国庫負担金等の対象としている経費のうち、共済費追加費用及び退職年金等について、平成四年度以降国庫負担の割合を段階的に引き下げた後、平成六年度から国庫負担の対象外とすることと

第二に、この法律は、平成四年四月一日から施行すること

などであります。

本案は、去る二月七日に本院に提出され、同日本委員会に付託となり、三月六日鳩山文部大臣から提案理由の説明を聴取した後、昨二十五日質疑を行ない、採決の結果、賛成多数をもつて原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(櫻内義雄君) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(櫻内義雄君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(櫻内義雄君) 日程第五、義務教育費国庫負担法及び公立養護学校整備特別措置法(内閣提出)

○議長(櫻内義雄君) 日程第五、義務教育費国庫負担法及び公立養護学校整備特別措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。



○議長(櫻内義雄君) 両案を一括して採決いたしました。  
両案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(櫻内義雄君) 御異議なしと認めます。  
よつて、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

○木村義雄君 議事日程追加の緊急動議を提出いたしました。  
内閣提出、裁判所の休日に関する法律の一部を改正する法律案を議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長(櫻内義雄君) 木村義雄君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(櫻内義雄君) 御異議なしと認めます。  
よつて、日程は追加されました。

裁判所の休日に關する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(櫻内義雄君) 裁判所の休日に關する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。  
委員長の報告を求めます。法務委員長浜田卓一郎君。

裁判所の休日に關する法律の一部を改正する法律案及び同報告書  
〔本号末尾に掲載〕

○浜田卓一郎君登壇  
〔浜田卓一郎君登壇〕  
○議長(櫻内義雄君) ただいま議題となりました法律案について、法務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、裁判所において完全週休二日制を実施

するための法整備をしようとするもので、その内容は、

第一に、すべての土曜日を裁判所の休日として、その日には原則として裁判所の執務は行わないものとすること、

第二に、民事訴訟法及び刑事訴訟法における期間の計算について、所要の改正を行うこと

であります。

委員会においては、本日、田原法務大臣から提

案理由の説明を聴取した後、質疑を行い、これを終了し、直ちに採決を行つた結果、本案は全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(櫻内義雄君) 採決いたします。  
本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(櫻内義雄君) 御異議なしと認めます。  
よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

内閣提出、松くい虫被害対策特別措置法の一部を改正する法律案、森林組合合併助成法の一部を改正する法律案、右両案を一括議題とし、委員長

の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長(櫻内義雄君) 木村義雄君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(櫻内義雄君) 御異議なしと認めます。  
よつて、日程は追加されました。

森林組合合併助成法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(櫻内義雄君) 議事日程追加の緊急動議を提出いたしました。  
内閣提出、松くい虫被害対策特別措置法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

○高村正彦君登壇  
〔高村正彦君登壇〕  
○議長(櫻内義雄君) ただいま議題となりました両案につきまして、農林水産委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、松くい虫被害対策特別措置法の一部を改

正する法律案について申し上げます。  
本案は、松くい虫による異常な被害が依然として終息するに至つていらない状況にかんがみ、法律の失効期限を平成九年三月三十一日まで五年間延長するとともに、被害対策を推進する松林をより重点化しつつ、防除の効率的な実施を図るために、補完伐倒駆除命令制度の新設、樹種転換の促進等の措置を講じようとするものであります。

次に、森林組合合併助成法の一部を改正する法律案について申し上げます。  
本案は、最近における森林及び林業をめぐる諸情勢の変化にかんがみ、森林組合の合併を引き続き促進して体質を強化し、森林所有者の協同組織の健全な発展に資するため、合併及び事業経営計画の拡充及び提出期限の延長等の措置を講じよう

とするものであります。

松くい虫被害対策特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

森林組合合併助成法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(櫻内義雄君) 松くい虫被害対策特別措置法の一部を改正する法律案、森林組合合併助成法の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。農林水産委員長高村正彦君。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(櫻内義雄君) 両案を一括して採決いたしました。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(櫻内義雄君) 起立多数。よつて、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(櫻内義雄君) 起立多数。よつて、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

内閣提出、松くい虫被害対策特別措置法の一部を改

正する法律案について申し上げます。  
本案は、松くい虫による異常な被害が依然として終息するに至つていらない状況にかんがみ、法律の失効期限を平成九年三月三十一日まで五年間延長するとともに、被害対策を推進する松林をより重点化しつつ、防除の効率的な実施を図るために、補完伐倒駆除命令制度の新設、樹種転換の促進等の措置を講じようとするものであります。

次に、森林組合合併助成法の一部を改正する法律案について申し上げます。  
本案は、最近における森林及び林業をめぐる諸情勢の変化にかんがみ、森林組合の合併を引き続

き促進して体質を強化し、森林所有者の協同組織の健全な発展に資するため、合併及び事業経営計画の拡充及び提出期限の延長等の措置を講じよう

とするものであります。

両案は、去る二月十日提出され、同日本委員会に付託となり、委員会におきましたは、二月二十七日農林水産大臣から提案理由の説明を聴取し、質疑を行いました。

本三月二十六日両案を一括審議に付し、質疑を行いました。

決すべきものと議決した次第であります。

なお、両案に対しそれぞれ附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(櫻内義雄君) 両案を一括して採決いたしました。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(櫻内義雄君) 起立多数。よつて、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(櫻内義雄君) 起立多数。よつて、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

内閣提出、松くい虫被害対策特別措置法の一部を改

正する法律案について申し上げます。  
本案は、松くい虫による異常な被害が依然として終息するに至つていらない状況にかんがみ、法律の失効期限を平成九年三月三十一日まで五年間延長するとともに、被害対策を推進する松林をより重点化しつつ、防除の効率的な実施を図るために、補完伐倒駆除命令制度の新設、樹種転換の促進等の措置を講じようとするものであります。

次に、森林組合合併助成法の一部を改正する法律案について申し上げます。  
本案は、最近における森林及び林業をめぐる諸情勢の変化にかんがみ、森林組合の合併を引き続

き促進して体質を強化し、森林所有者の協同組織の健全な発展に資するため、合併及び事業経営計画の拡充及び提出期限の延長等の措置を講じよう

とするものであります。

外(号) 報

委員長の報告を求めます。通信委員長谷垣禎一君。

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求める件及び同報告書

【本号末尾に掲載】

○谷垣禎一君 だいま議題となりました放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求める件について、通信委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本件は、日本放送協会の平成四年度收支予算、事業計画及び資金計画について、国会の承認を求めるものであります。

受信料の月額は、前年度どおりとしておりまして、収支予算について申し上げます。

一般勘定の事業収支においては、収入は五千四百三億七千万円、支出は五千百三十一億八千万円となりて、収支差金は二百七十一億九千万円で、このうち、二百三億二千円を資本支出に充當し、残り六十八億七千万円を翌年度以降の財政安定のための繰越金としておきます。

一般勘定の資本収支については、収入支出とも九百五十一億五千円となつておらず、建設費六百七十八億円等を計上しております。

次に、事業計画について、その主なものを申し上げますと、衛星放送の継続的・安定的実施に万全を期すため、補完衛星の製作・打ち上げに着手するほか、外国電波混信等による難視聴地域に対する補完的なテレビジョン放送局の建設等を行うこと、激動する内外の諸情勢に的確に対応して、ニュース・情報番組の充実を行ふとともに、大型企画番組の積極的な編成を行ふこと、教養・娯楽番組等の開発を推進して、視聴者の要たします。

望にこたえて共感を得る多様な番組の編成を行なうこと、

第三に、国際放送については、放送時間を拡充し、日本の実情を正しく諸外国に伝えて国際間の相互理解に貢献するとともに、海外在留の日本人に多様な情報を的確に伝えるため、番組の充実刷新を行い、あわせて海外中継等を拡充して、受信契約の増加と受信料の確実な収納に努めること、効率的な業務運営を一層徹底して経費の節減を図ること、

第四に、受信料制度の周知徹底を図り、受信契約の増加と受信料の確実な収納に努めるとともに、効率的な業務運営を一層徹底して経費の節減を図ること、

等としております。

最後に、資金計画については、収支予算及び事業計画に対応する年度中の資金の需要及び調達に

関する計画を立てております。

なお、本件には、「おおむね適当なものと認められる」との郵政大臣の意見が付されております。

本件は、去る二月二十八日通信委員会に付託され、委員会において本日渡辺郵政大臣から提案理由の説明を聴取し、また、川口日本放送協会会長よりの説明を聴取した後、質疑を行い、採決の結果、本件は全会一致をもって承認すべきものと議決した次第であります。

なお、本件に対し附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

【本号末尾に掲載】

○議長(櫻内義雄君) 採決いたしました。

本件は委員長報告のとおり承認するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(櫻内義雄君) 御異議なしと認めます。

第一に、衛星放送の継続的・安定的実施に万全を期すため、補完衛星の製作・打ち上げに着手するほか、外国電波混信等による難視聴地域に対する補完的なテレビジョン放送局の建設等を行うこと、激動する内外の諸情勢に的確に対応して、ニュース・情報番組の充実を行ふとともに、大型企画番組の積極的な編成を行ふこと、教養・娯楽番組等の開発を推進して、視聴者の要たします。

内閣提出、労働保険の保険料の徴収等に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律案を議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長(櫻内義雄君) 木村義雄君の動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

よって、日程は追加されました。

○議長(櫻内義雄君) 御異議なしと認めます。

よって、日程は追加されました。

○議長(櫻内義雄君) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(櫻内義雄君) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。労働委員長川崎寛治君。

○議長(櫻内義雄君) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律案及び同報告書。

【本号末尾に掲載】

〔川崎寛治君登壇〕

○川崎寛治君 だいま議題となりました労働保険の保険料の徴収等に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律案について、労働委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、最近における労働保険特別会計雇用勘定の收支の状況等にかんがみ、雇用保険率及び求職者給付に要する国庫負担の割合を当分の間引き下げるほか、失業給付について所要の改善を行なうとするもので、その主要な内容は、第一に、平成五年度以後当分の間、雇用保険率を千分の十一・五とするとともに、労働保険特別会計の雇用勘定の積立金の状況による雇用保険率の自動的変更は行わないものとすること、

第二に、賃金日額の計算について、算定対象期間中の被保険者期間として計算された最後の六ヶ月の支払い賃金総額に基づいて算定した賃金日額が適当でないと認められるときは、労働大臣が定期的に算定した額を賃金日額とするものとすること

間中の被保険者期間として計算された最後の六ヶ月の支払い賃金総額に基づいて算定した賃金日額が適当でないと認められるときは、労働大臣が定期的に算定した額を賃金日額とするものとすること、

第三に、被保険者期間として計算された最後の六ヶ月の支払い賃金総額に基づいて算定した賃金日額が適当でないと認められるときは、労働大臣が定期的に算定した額を賃金日額とするものとすること、

第四に、基本手当日額表の自動変更要件である賃金水準の変動幅を一〇%とするものとすること、

第五に、基本手当の支給日数が所定給付日数の二分の一未満であっても、当該支給残日数が百日以上ある受給資格者については、再就職手当額について、賃金水準の変動に伴う自動変更規定を設けるものとすること、

第六に、求職者給付に要する費用に係る国庫の負担額は、平成四年度については、現在国庫が負担することとされている額の十分の九、平成五年度以後当分の間については、現在国庫が負担することとされている額の十分の八に相当する額とするものとすること

等であります。

本案は、去る三月五日付託となり、同月十一日近藤労働大臣から提案理由の説明を聴取し、本日の委員会において質疑を終了いたしましたところ、自由民主党、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議・民社党四党共同により、雇用保険事業における諸給付のあり方、費用負担のあり方等について総合的に検討を加えること等の修正案等について修正案がそれ提出され、採決の結果、日本共産党提出の修正案は賛成少数で否決され、本案は四党共同提出の修正案のとおり多数をもって修正議決すべきものと決しました。

なお、本案に対し附帯決議を付することに決しました。







項」を第六十二条第一項(保税工場において準用する第五十二条第一項(保税倉庫に外国貨物を置くことの承認)又は第六十二条の十一(総合保税地域に外国貨物を置くこと等の承認))の規定により第六十条第一項に、「外国貨物を保税工場に置くこと又は保税作業に使用すること」を「外国貨物につき、保税工場若しくは総合保税地域に置くこと又は保税工場において当該保税作業に使用すること若しくは総合保税地域において第六十二条の八第一項第二号(総合保税地域の許可)に掲げる行為をする」と改め、同条第三号中「許可」の下に「(これらの規定を第六十二条の十五(総合保税地域)において準用する場合を含む。)」を加え、「第三号の二」を「次号」と改め、「又は第六十二条の十一(総合保税地域に販売用貨物等を入れることの届出)の規定による届出を加え、同条第四号中「若しくは保税展示場」を「保税展示場若しくは総合保税地域」に、「第五号」を「次号」に改め、同条第五号中「承認された時」の下に「(第六十三条第一項後段の規定により括して運送の承認を受けた場合にあつては、当該承認に係る外国貨物が発送された時)」を加える。

第五条中「掲げる日」を「定める日」に改め、同条第一号中「掲げる時」を「定める時」に改め、同条第二号中「保税倉庫に置かれた外国貨物」を「保税倉庫若しくは総合保税地域に置かれた外國貨物又は保税工場若しくは総合保税地域における第五十六条第一項(保税工場の許可)に規定する保税作業による製品である外國貨物」に改める。

第六条の二第一項中「及び第六十条第一項(利子税)に規定する利子税」を削り、「当該各条」を「同条」に改める。

二条第一項ただし書の下に「延滞税の額の計算の特例」を加え、同条第三項中「前条第一項第四号」を「前条第一項において準用する国税通則法第五十条第六号(担保の種類)」に改める。

第十三条第二項中「次の各号の区分」を「次の各号に掲げる区分」と「掲げる日」を「定める日」に改め、「及び利子税」を削る。

第二十九条中「及び保税展示場の五種」を「保税展示場及び総合保税地域の六種」に改める。

第三十一条第一項中「保税展示場」の下に「総合保税地場」を加える。

第三十三条中「保税工場」の下に「及び総合保税地域」を加える。

第三十四条中「但し」、第四十五条第一項但書」を「ただし」、第四十五条第一項但書」に「及び第六十二条の七(保税展示場)」を「第六十二条の七(保税展示場)及び第六十二条の十五(総合保税地場)」に改める。

第四十条の見出し中「取扱」を「取扱い」に改め、同条第二項中「且つ」を「かつ」に、「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 第三十二条第一項(貨物の出し入れ)の指定を受けた指定保税地域において、前項に規定する貨物につき同項第一号に掲げる行為を行いう場合には、同項の規定にかかわらず、あらかじめ税関長に届け出ることを要しない。

第四十三条中「左の各号の一」を「次の各号のいずれかに」に改め、同条第一号中「保税上屋」を「保税地場」に、「経ない」を「経過していない」に改め、同条第三号中「禁」と「禁錮」に、「終り」を「終わり」に、「経ない」を「経過していない」に改め、同条第五号中「充分な」を「十分な」に改め、同条第六号中「見込」を「見込み」に、「少い」を「少ない」に改め、「及び利子税」を削る。

第七節 総合保税地域

第五十八条中「但し、第五十九条の二第一項」を「ただし、第六十条第一項」に改める。

第五十八条の二中「行なう」を行なうに、「積み立される」を「積み戻される」とし、「第五十九条の二第一項」を「第六十条第一項」に改める。

第六十条を削り、第五十九条の二を第六十条とする。

第六十一条第一項中「加工貿易」を「貿易」に、「且つ」を「かつ」に改め、同条第三項中「第五十九条の二第一項〔原料課税〕」を「前条第一項」に改める。

第四章に次の二節を加える。

(第七節 総合保税地域)

第六十二条の八 総合保税地域とは、一団の土地及びその土地に存する建設物その他の施設(次項において「一団の土地等」という)で、次に掲げる行為をすることができる場所として、政令で定めるところにより、税関長が許可したものをいう。

一 外国貨物の積卸し、運搬若しくは貯置又は内容の点検若しくは改装、仕分その他の手入れ

二 外国貨物の加工又はこれを原料とする製造(混合を含む。)

三 外国貨物の展示又はこれに関連する使用(これららの行為のうち政令で定めるものに限る。)

税関長は、前項の許可をしようとするときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 当該一団の土地等が、その事業の内容、株主又は出資者若しくは提出者の構成その他の事項を勘案して政令で定める要件を満たす法人により所有され、又は管理されるものであること。

二 当該一団の土地等における貿易に関連す

三　当該一団の土地等において前項各号に掲げる行為が総合的に行われることが見込まれ、これにより相当程度輸入の円滑化その他貿易の振興に資すると認められること。

四　当該一団の土地等の位置、設備その他の状況に照らし、この法律の実施を確保する上に支障がないと認められること。

五　当該一団の土地等を所有し、又は管理する法人（当該法人以外に当該一団の土地等において貨物を管理する者がある場合には、その者を含む。次号において同じ。）が第四十三条第一号から第四号まで（保税上屋の許可の要件）に掲げる場合に該当しないこと。

六　当該一団の土地等を所有し、又は管理する法人の資力その他の事情を勘案して、当該法人が総合保税地域の業務を遂行するのに十分な能力を有すると認められること。（外国貨物を置くことができる期間）

第六十二条の九　総合保税地域に外国貨物を入れる者は、当該貨物をその入れた日から一月を超えて当該総合保税地域に置こうとする場合又は当該貨物につきその入れた日から一月以内に当該総合保税地域において第六十二条の八第一項第二号若しくは第三号（総合保税地域の許可）に掲げる行為をしようとする場合には、政令で定めるところにより、その超えることとなる日前又は当該行為をする日前に税関長に申請し、その承認を受けなければならぬ。

(販売用貨物等を入れることの届出)

(販売用貨物等を入れることの届出)  
第六十二条の十一 外国貨物のうち、総合保税  
地域において販売され、又は消費される貨物  
その他これらに類する貨物で政令で定めるも  
のを当該総合保税地域に入れようとする者  
は、あらかじめ税關に届け出なければならな  
い。

卷之三

第六十二条の十二 総合保税地域において貨物を管理する者は、その管理する外国貨物、輸入の許可を受けた貨物又は輸出ししようとする貨物についての帳簿を設け、政令で定める事項を記載しなければならない。

第六十二条の十三 総合保税地域の許可を受けた法人が第六十二条の十五(総合保税地域)に

おして準用する第四十五条第一項本文（保税上屋の許可を受けた者の関税の納付義務）又は第六十一条第五項（保税工場の許可を受けた者の関税の納付義務）の規定により外国貨物に係る関税を納める義務を負うこととなつた場合において、当該貨物が亡失し、若しくは滅却された時又は当該貨物が当該総合保税地域から出された時に当該総合保税地域において当該貨物を管理していた者が当該法人以外の者であるときは、当該管理していた者は、当該法人と連帯して当該関税を納める義務を負う。

**(許可の取消し等)**

**第六十二条の十四 稅關長は** 次の各号のいづれかに該当する場合においては、貨物を管理する者及び期間を指定して外國貨物若しくは輸出しようとする貨物を総合保稅地域に入れ、若しくは総合保稅地域において第六十二条の八第一項第二号若しくは第三号（総合保稅地域の許可）に掲げる行為をすることを停止させ、又は総合保稅地域の許可を取り消すことができる。

2

二 総合保税地域について第六十二條の八第一項各号(総合保税地域の許可の基準)に掲げる基準のいずれかに適合しないこととなつたとき。

2  
税關長は、前項の処分をしようとするときは、當該処分に係る貨物を管理する者又は許可を受けた法人にあらかじめその旨を通知し、その者若しくはその代理人の出頭を求めて聽聞し、又はその他の方法により、訛明のための証拠を提出する機会を与えなければならぬ。

(保稅上屋、保稅倉庫、保稅工場及び保稅展示場についての規定の準用)

第六十二条の十五 第四十二条第一項及び第三項(保険上屋の許可の期間及び公告)、第四十

四条から第四十七条まで（保税・上屋の貨物の取扱いの規制等）  
収容能力の増減等・許可を受けた者の関税の納付義務・休業又は廃業の届出・許可の消

滅、第五十一條第一項(保稅倉庫に外國貨物を置く)とができる期間の延長、第五十二条第一項(同上)、第五十三

第二項及び第三項(保税仓库に外国貨物を置くことの承認及びその申請)、第五十三条(外国貨物を置くことの承認の際の検査)、第

五十八条の二から第六十一条まで(納税申告の特例・国内貨物の使用等・原料課税・保税

二場外における供給作業 第六十二条の二  
第二項(指定保税工場についての報告義務)、  
第六十二条の四(販売用貨物等の蔵置場所の

制限等)並びに第六十二条の五(保税展示場外における使用の許可)の規定は、総合保税地成二つ、「進出」とある。二つも二つとも、

場合において準用する。」の場合において 第四十二条第二項中「前項」とあるのは「第六十

外における使用の許可」と、「前項第一項」とあるのは「第六十一」条の十五(総合保税地域)において準用する「前項第一項」と、同条第四項及び第五項中「第一項」とあるのは「第六十二条の十五(総合保税地域)において準用する第一項又は第六十一」条の五(保税展示場外における使用的許可)」と、「同項の規定」とあるのは「これらの規定」と、第六十一」条の二第二項中「前項の指定を受けた者」とあるのは「総合保税地域において保税作業(改装)仕分その他の手入れを除く。以下この項において同じ。」を行う者」と、「同項の税関長の特定した外国貨物」とあるのは「外国貨物」と、第六十二条の四第一項中「制限し、又は保税展示場に入られた外国貨物で性質若しくは形状に変更が加えられるものにつき、その使用状況の報告を求める」とあるのは「制限する」と読み替えるものとする。

第六十三条第一項中「同じ。」は「の下に「、税関長に申告し、その承認を受けて」を加え、同項後段を次のように改める。

**第六十三**条第二項中「前項の」を「前項の承認をする」に改め、同条第三項中「呈示し」を「提示し」に改め、同項に次のただし書きを加える。

ただし、同項後段の規定により一括して承認を受けた場合においては、当該承認に係る期間を当該承認をした税関長が政令で定めるところにより区分して指定した期間」とし、当該期間内に発送された外国貨物に係る運送目録について一括して確認を受けることができる。

第六十三条第五項に次のただし書を加える。

官 報 (号 外)

ただし、第一項後段の規定により一括して承認を受けた場合においては、第三項及び前項の指定に係る期間を基礎として当該承認をした税関長が指定した期間ごとに、当該期間内に到着した外国貨物に係る運送台録について一括して確認を受けることがある。

第七十九条第一項第三号の次に次の一号を加える。

場)又は第六十二条の八第一項(総合保税地域)に、「及び第六十二条の七(保税展示場)」を、「第六十二条の七(保税展示場)及び第六十二条の十(総合保税地域)」に改める。

「地域」において準用する場合を含む。)」を加え、「保稅展示場以外の」を「保稅展示場若しくは総合保稅地域以外の」に、「保稅展示場から」を「保稅展示場若しくは総合保稅地域から」に改め、同条第六号中「制限等」の下に「(第六十二条の十五(総合保稅地域)において準用する場合を含む。)」を加える。

成四年三月三十一日」を「平成五年三月三十一日」に改める。

### (関税暫定措置法の一部改正)

十六号)の一部を次のように改正する。

別表第一(A)第○一一・〇一項及び第○一一・〇二項を次のように改める。  
○一一・〇一 牛の肉(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)

枝肉及び半丸  
その他の骨付

○一〇一・三〇 骨付きでない肉

牛のもの(生鮮のもの及び冷蔵したもの)に限る  
一 ほほ肉及び頭肉  
二 そつ地位のつらう

判表第一(A)第110号・119号を次のようて改める  
臓器及び舌

明治文庫  
第一回 第二回  
二不外の物語  
一九〇六・二九

———  
———  
11 その他のものうちの起業の  
種類

八 その他のもの  
(1) 平成四年三月三十日

〔2〕 平成四年四月一日から平成五年三月三十一日

六〇% [に改め]

平成四年三月二十六日 衆議院会議録第十二号  
五十六条第一項】に「又は第六十二条の二（保税展示場）を、「第六十二条の二第一項（保税展示

## 関税定率法等の一部を改正する法律案及び同報告書



第十条の見出し中「保税工場外」を「保税工場外等」に改め、同条第一項中の規定により保税工場の許可を受けた者」を「又は第六十二条の八第一項(総合保税地域の許可)の規定により保税工場又は総合保税地域の許可を受けた者(総合保税地域にあつては、当該許可を受けた者以外に当該総合保税地域において貨物を管理する者がある場合には、その者を含む。第三項において同じ。)」に、「の規定による」を「(同法第六十二条の十五(総合保税地域)において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定による」に、「保税工場にあるを「保税工場又は総合保税地域にある」に、「保税工場以外の」を「保税工場又は総合保税地城以外の」に、「には、同項」を「には、同法第六十一条第一項等」に改め、同条第一項中「保税工場における」を「保税工場又は総合保税地域における」に「次項、第四項及び第六項」を「以下この条」に改め、「保税工場又は総合保税地域」に改める。

第十六条の見出し中「保税工場」を「保税工場等」に改め、同条第一項中「保税工場における」を「保税工場又は総合保税地域」に改め、同条第五項第一号中「第五十九条の二第一項(原料課税)」を「第六十条第一項(原料課税)(同法第六十五条第一号中「第五十九条の二第一項(原料課税)」を「第六十条第一項(原料課税)(同法第六十五条の十五(総合保税地域)において準用する場合を含む。)」に改め、同条第六項中「保税工場を「保税工場又は総合保税地域」に改め、同条第七項中「(納税申告の特例)」の下に「(同法第六十五条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)」を加え、「同条の保税工場場」を「同法第五十八条の二の保税工場」に改め、「許可を受けた者」の下に「又は保税作業を総合保税地域において行う者」を加え、同条第八項中「これららの項」を「これらの規定」と、「保税工場」を「保税工場又は総合保税地域」に改める。

第十六条の二の見出し中「保税展示場」を「保税展示場等」に改め、同条第一項中「保税展示

**第七条** 前条の規定による改正後の輸入品に対する

(通関業法の一部改正)  
第八条 通関業法(昭和四十二年法律第二百二十一号)の一部を次のように改正する。  
第一条第一号イの(1)中「若しくは保税工場」を「、保税工場若しくは総合保税地域」に改め、「置くこと」の下に「保税工場において外國貨物を閑税法第五十六条第一項に規定する保税作業に使用すること若しくは総合保税地域において同法第六十一一条の八第一項第二号若しくは第三号に掲げる行為をすること」を加え、「閑税法」を「同法」に改める。  
(大蔵省設置法の一部改正)  
第九条 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第二百四十四号)の一部を次のように改正する。  
第四条第四十七号中「及び保税展示場」を「、保税展示場及び総合保税地域」に改める。

の用例及び解説

来る石油関係の免税還付制度について、その適用期限を延長する等所要の改正を行う。  
2 外国貨物の蔵置、加工、展示等の行為を総合的に行なうことができる総合保税地域制度を新設し、同制度の運用のため必要な規定を整備するとともに、保税工場における利子税制度の廃止、保税運送の手続の簡素化等を行なう。

3 平成四年三月三十一日に適用期限の到来する暫定関税率の適用期限を延長する等所要の改正を行う。

4 この法律は、平成四年四月一日から施行する。

### 二 議案の可決理由

最近における内外の経済情勢の変化に対応し、我が国の市場の一層の開放を図る等の見地から、原油・石油製品の関税率の引下げ、総合保税地域制度の新設、暫定関税率の適用期限の延長等を行おうとする本案は、時宜に適するものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対しては、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

### 三 本案施行に要する経費

本案施行に伴う平成四年度の関税収入減収額は、約八十五億円と見込まれている。

右報告する。

平成四年三月十八日

大蔵委員長 太田 誠一  
衆議院議長 櫻内 義雄殿

〔別紙〕  
關稅定率法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、次の事項について、十分配慮すべきであります。





## 官報(号外)

第一条中「日本輸出入銀行法(昭和二十五年法律第二百六十八号)」を「日本輸出入銀行法(一九四九年五月二十一日法律第二百六十八号)」に改める。

第三条中「日本輸出入銀行法」及び「同法」を「旧日本輸出入銀行法」という。」に、「同法」を「旧日本輸出入銀行法」に改める。

「旧日本輸出入銀行法」に改める。

## 理由

我が國の輸入の拡大及び開発途上国等との経済交流の促進を図るため、日本輸出入銀行の業務について、技術の受入れに対する貸付け等を追加するとともに、外国を発行地とする本邦通貨をもつて表示する債券を発行できることとするほか、所要の規定の整備を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

日本輸出入銀行法の一  
部を改正する法律案  
(内閣提出)に関する報告書

## 一 議案の目的及び要旨

本案は、我が國の輸入の拡大及び開発途上国等との経済交流の促進を図るために、日本輸出入銀行の業務の拡充及び債券発行規定の改正等を行おうとするものである。

1 外国からの技術の受入れに必要な資金の貸付け等ができるとすると、銀行先に本邦法人等が株式を行うための資金の貸付け先に外国の銀行を加えることとする。

2 本邦法人等の出資に係る外国法人に貸付け等の全部の所有をしていいる外國法人を加えることとする。

3 外国政府等に対し、国際機関等の経済支援資金の供与が行われるまでの間、対外取引の円滑化に必要な短期の資金の貸付けができることとする。

4 外国を発行地とする本邦通貨をもつて表示

する債券を発行することができる」とする。

## 5 その他所要の規定の整備を行うこととする。

## 二 議案の可決理由

我が國の輸入の拡大及び開発途上国等との経済交流の促進を図るために、日本輸出入銀行の業務を拡充し、輸入金融の拡充、外国政府等への短期資金融資の創設及び債券発行規定の改正等の措置を講じようとする本案は、時宜に適するものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

## 三 本案施行に伴う予算措置

政府は、予算をもって定める金額の範囲内において日本輸出入銀行の発行する外貨債券等に係る債務について保証契約をすることができる

こととしているが、平成四年度一般会計予算総額第十一条において、同年度に保証することができる金額の限度を、日本輸出入銀行、日本開發銀行等の発行する外貨債券等の額面総額等六千四百億円及びその利息等に相当する金額と定めている。

右報告する。

平成四年三月十八日

大蔵委員長 太田 誠一  
衆議院議長 標内 義雄殿

特定中小企業集積の活性化に関する臨時措置  
(目的)  
法案

右

国会に提出する。

平成四年二月十七日

内閣総理大臣 宮澤 喜一

特定中小企業集積の活性化に関する臨時措置  
(目的)

第一条 この法律は、特定中小企業集積の活性化

を促進する措置を講ずることにより、地域中小企業の自律的発展の基盤の強化を図り、もって国民経済の均衡ある発展に資することを目的とする。

第二条 この法律において「中小企業者」とは、次の各号の一に該当する者をいう。

一 資本の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、工業、鉱業、運送業その他の業種(次号に掲げる業種及び第三号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの。

二 資本の額又は出資の総額が一千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業又はサービス業(次号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの並びに資本の額又は出資の総額が三千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業(次号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの。

三 資本の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの。

四 協業組合

五 事業協同組合、協同組合連合会その他の連合会であつて、政令で定めるもの。

六 事業協同組合、協同組合連合会その他の連合会であつて、政令で定めるもの。

七 事業協同組合、協同組合連合会その他の連合会であつて、政令で定めるもの。

八 事業協同組合、協同組合連合会その他の連合会であつて、政令で定めるもの。

九 事業協同組合、協同組合連合会その他の連合会であつて、政令で定めるもの。

十 事業協同組合、協同組合連合会その他の連合会であつて、政令で定めるもの。

十一 事業協同組合、協同組合連合会その他の連合会であつて、政令で定めるもの。

十二 事業協同組合、協同組合連合会その他の連合会であつて、政令で定めるもの。

十三 事業協同組合、協同組合連合会その他の連合会であつて、政令で定めるもの。

十四 事業協同組合、協同組合連合会その他の連合会であつて、政令で定めるもの。

十五 事業協同組合、協同組合連合会その他の連合会であつて、政令で定めるもの。

十六 事業協同組合、協同組合連合会その他の連合会であつて、政令で定めるもの。

十七 事業協同組合、協同組合連合会その他の連合会であつて、政令で定めるもの。

十八 事業協同組合、協同組合連合会その他の連合会であつて、政令で定めるもの。

十九 事業協同組合、協同組合連合会その他の連合会であつて、政令で定めるもの。

二十 事業協同組合、協同組合連合会その他の連合会であつて、政令で定めるもの。

二十一 事業協同組合、協同組合連合会その他の連合会であつて、政令で定めるもの。

二十二 事業協同組合、協同組合連合会その他の連合会であつて、政令で定めるもの。

二十三 事業協同組合、協同組合連合会その他の連合会であつて、政令で定めるもの。

二十四 事業協同組合、協同組合連合会その他の連合会であつて、政令で定めるもの。

二十五 事業協同組合、協同組合連合会その他の連合会であつて、政令で定めるもの。

二十六 事業協同組合、協同組合連合会その他の連合会であつて、政令で定めるもの。

二十七 事業協同組合、協同組合連合会その他の連合会であつて、政令で定めるもの。

二十八 事業協同組合、協同組合連合会その他の連合会であつて、政令で定めるもの。

二十九 事業協同組合、協同組合連合会その他の連合会であつて、政令で定めるもの。

三十 事業協同組合、協同組合連合会その他の連合会であつて、政令で定めるもの。

機的に連携しつつ行っている場合の当該中小企業者の集積をいう。

八 この法律において「特定中小企業集積の活性化」とは、特定中小企業集積の存在する地域における中小企業集積の有する機能が強化され、かつ、当該特定中小企業集積における事業の構造が高

度化することをいう。

九 (特定中小企業集積の活性化を促進する措置)

十条 この法律に基づく措置は、第一号に掲げる

特定中小企業集積について、第二号に掲げる

特定中小企業集積の分野による特定中小企業集積の活性化を図らるよう講じるものとする。

十一 次に掲げる要件に該当する特定中小企業集

事業の分野への進出による特定中小企業集積の活性化が図られるよう講じるものとする。

十二 一度に掲げる要件に該当する特定中小企業集

事業の分野への進出による特定中小企業集積の活性化を図ること。

十三 一度に掲げる要件に該当する特定中小企業集

事業の分野への進出による特定中小企業集積の活性化を図ること。

十四 一度に掲げる要件に該当する特定中小企業集

事業の分野への進出による特定中小企業集積の活性化を図ること。

十五 一度に掲げる要件に該当する特定中小企業集

事業の分野への進出による特定中小企業集積の活性化を図ること。

十六 一度に掲げる要件に該当する特定中小企業集

事業の分野への進出による特定中小企業集積の活性化を図ること。

十七 一度に掲げる要件に該当する特定中小企業集

事業の分野への進出による特定中小企業集積の活性化を図ること。

十八 一度に掲げる要件に該当する特定中小企業集

事業の分野への進出による特定中小企業集積の活性化を図ること。

十九 一度に掲げる要件に該当する特定中小企業集

事業の分野への進出による特定中小企業集積の活性化を図ること。

二十 一度に掲げる要件に該当する特定中小企業集

事業の分野への進出による特定中小企業集積の活性化を図ること。

二十一 一度に掲げる要件に該当する特定中小企業集

事業の分野への進出による特定中小企業集積の活性化を図ること。

二十二 一度に掲げる要件に該当する特定中小企業集

事業の分野への進出による特定中小企業集積の活性化を図ること。

二十三 一度に掲げる要件に該当する特定中小企業集

事業の分野への進出による特定中小企業集積の活性化を図ること。

十四 次に掲げる要件に該当するものと認められること。

十五 当該特定中小企業集積における事業と関連性が高い事業の分野であること。

十六 一度に掲げる要件に該当する特定中小企業集

事業の分野への進出による特定中小企業集積の活性化を図ること。

十七 一度に掲げる要件に該当する特定中小企業集

事業の分野への進出による特定中小企業集積の活性化を図ること。

十八 一度に掲げる要件に該当する特定中小企業集

事業の分野への進出による特定中小企業集積の活性化を図ること。

十九 一度に掲げる要件に該当する特定中小企業集

事業の分野への進出による特定中小企業集積の活性化を図ること。

二十 一度に掲げる要件に該当する特定中小企業集

事業の分野への進出による特定中小企業集積の活性化を図ること。

二十一 一度に掲げる要件に該当する特定中小企業集

事業の分野への進出による特定中小企業集積の活性化を図ること。

二十二 一度に掲げる要件に該当する特定中小企業集

事業の分野への進出による特定中小企業集積の活性化を図ること。

二十三 一度に掲げる要件に該当する特定中小企業集

事業の分野への進出による特定中小企業集積の活性化を図ること。

二十四 一度に掲げる要件に該当する特定中小企業集

事業の分野への進出による特定中小企業集積の活性化を図ること。

二十五 一度に掲げる要件に該当する特定中小企業集

事業の分野への進出による特定中小企業集積の活性化を図ること。

二十六 一度に掲げる要件に該当する特定中小企業集

事業の分野への進出による特定中小企業集積の活性化を図ること。

二十七 一度に掲げる要件に該当する特定中小企業集

事業の分野への進出による特定中小企業集積の活性化を図ること。

二十八 一度に掲げる要件に該当する特定中小企業集

事業の分野への進出による特定中小企業集積の活性化を図ること。

二十九 一度に掲げる要件に該当する特定中小企業集

事業の分野への進出による特定中小企業集積の活性化を図ること。

三十 一度に掲げる要件に該当する特定中小企業集

事業の分野への進出による特定中小企業集積の活性化を図ること。

三十一 一度に掲げる要件に該当する特定中小企業集

事業の分野への進出による特定中小企業集積の活性化を図ること。

三十二 一度に掲げる要件に該当する特定中小企業集

事業の分野への進出による特定中小企業集積の活性化を図ること。

三十三 一度に掲げる要件に該当する特定中小企業集

事業の分野への進出による特定中小企業集積の活性化を図ること。

三十四 一度に掲げる要件に該当する特定中小企業集

事業の分野への進出による特定中小企業集積の活性化を図ること。

三十五 一度に掲げる要件に該当する特定中小企業集

事業の分野への進出による特定中小企業集積の活性化を図ること。

三十六 一度に掲げる要件に該当する特定中小企業集

事業の分野への進出による特定中小企業集積の活性化を図ること。

三十七 一度に掲げる要件に該当する特定中小企業集

事業の分野への進出による特定中小企業集積の活性化を図ること。

三十八 一度に掲げる要件に該当する特定中小企業集

事業の分野への進出による特定中小企業集積の活性化を図ること。

三十九 一度に掲げる要件に該当する特定中小企業集

事業の分野への進出による特定中小企業集積の活性化を図ること。

四十 一度に掲げる要件に該当する特定中小企業集

事業の分野への進出による特定中小企業集積の活性化を図ること。

四十一 一度に掲げる要件に該当する特定中小企業集

事業の分野への進出による特定中小企業集積の活性化を図ること。

四十二 一度に掲げる要件に該当する特定中小企業集

事業の分野への進出による特定中小企業集積の活性化を図ること。

四十三 一度に掲げる要件に該当する特定中小企業集

事業の分野への進出による特定中小企業集積の活性化を図ること。

四十四 一度に掲げる要件に該当する特定中小企業集

事業の分野への進出による特定中小企業集積の活性化を図ること。

四十五 一度に掲げる要件に該当する特定中小企業集

事業の分野への進出による特定中小企業集積の活性化を図ること。

四十六 一度に掲げる要件に該当する特定中小企業集

事業の分野への進出による特定中小企業集積の活性化を図ること。

四十七 一度に掲げる要件に該当する特定中小企業集

事業の分野への進出による特定中小企業集積の活性化を図ること。

四十八 一度に掲げる要件に該当する特定中小企業集

事業の分野への進出による特定中小企業集積の活性化を図ること。

四十九 一度に掲げる要件に該当する特定中小企業集

事業の分野への進出による特定中小企業集積の活性化を図ること。

五十 一度に掲げる要件に該当する特定中小企業集

事業の分野への進出による特定中小企業集積の活性化を図ること。

五十一 一度に掲げる要件に該当する特定中小企業集

事業の分野への進出による特定中小企業集積の活性化を図ること。

五十二 一度に掲げる要件に該当する特定中小企業集

事業の分野への進出による特定中小企業集積の活性化を図ること。

五十三 一度に掲げる要件に該当する特定中小企業集

事業の分野への進出による特定中小企業集積の活性化を図ること。

五十四 一度に掲げる要件に該当する特定中小企業集

事業の分野への進出による特定中小企業集積の活性化を図ること。

五十五 一度に掲げる要件に該当する特定中小企業集

事業の分野への進出による特定中小企業集積の活性化を図ること。

五十六 一度に掲げる要件に該当する特定中小企業集

事業の分野への進出による特定中小企業集積の活性化を図ること。

五十七 一度に掲げる要件に該当する特定中小企業集

事業の分野への進出による特定中小企業集積の活性化を図ること。

五十八 一度に掲げる要件に該当する特定中小企業集

事業の分野への進出による特定中小企業集積の活性化を図ること。

五十九 一度に掲げる要件に該当する特定中小企業集

事業の分野への進出による特定中小企業集積の活性化を図ること。

六十 一度に掲げる要件に該当する特定中小企業集

事業の分野への進出による特定中小企業集積の活性化を図ること。

六十一 一度に掲げる要件に該当する特定中小企業集

事業の分野への進出による特定中小企業集積の活性化を図ること。

六十二 一度に掲げる要件に該当する特定中小企業集

事業の分野への進出による特定中小企業集積の活性化を図ること。

六十三 一度に掲げる要件に該当する特定中小企業集

事業の分野への進出による特定中小企業集積の活性化を図ること。

六十四 一度に掲げる要件に該当する特定中小企業集

事業の分野への進出による特定中小企業集積の活性化を図ること。

六十五 一度に掲げる要件に該当する特定中小企業集

事業の分野への進出による特定中小企業集積の活性



三 前項に規定する負担金の賦課をしようとする場合にあっては、その賦課の基準が適切なものであること。

(円滑化計画の変更等)

都道府県知事は、承認商工組合等が前条第四項の承認に係る円滑化計画（前項の規定による変更の承認があつたときは、その変更後のもの。以下「承認円滑化計画」という。）に従つて円滑化事業を実施していないと認めるときは、その承認を取り消すことができる。  
3 前条第四項の規定は、第一項の承認について準用する。

項の承認に係る円滑化計画（前項の規定による  
変更の承認があつたときは、その変更後のもの  
の。以下「承認円滑化計画」という。）に従つて円  
滑化事業を実施していないと認めるときは、そ  
の承認を取り消すことができる。

**第十一條** 国及び地方公共団体は、承認中小企業者が承認進出計画に従つて特定分野への進出を行うために必要な資金及び承認商工組合等が承認円滑化計画に従つて円滑化事業を実施するため必要な資金の確保に努めるものとする。

**〔中略〕企業投資成文化促進法第11条(寺川)**

**第十二条** 中小企業投資育成株式会社は、中小企業投資育成株式会社法（昭和三十八年法律第二百一号）第五条第一項各号に掲げる事業のほか、承認中小企業者のうち資本の額が一億円を超える株式会社が承認進出計画に従つて特定分野への進出を行うために必要な資金の調達を図るために発行する新株、転換社債又は新株引受権付社債の引受け及び当該引受けに係る株式、転換社債（その転換により発行された株式を含む。）又は新株引受権付社債の保有を行うことができる。  
（二）  
（三）  
（四）

2 普通保険の保険関係であって、集積関連保証に係るものについての中小企業信用保険法第三条第二項及び第五条の規定の適用については、同法第三条第二項中「百分の七十」とあり、及び同法第五条中「百分の七十（無担保保険、特別小口保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険及び新事業開拓保険については、「百分の八十」）」とあるのは、「百分の八十」とする。

3 普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険関係であって、集積関連保証に係るものについての保険料の額は、中小企業信用保険法第四条の規定にかかわらず、保険金額に年百分の二以内において政令で定める率を乗じて得た額とする。

**第十四条** 承認活性化計画において支援事業を実施する者とされた民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された法人(その出資金額又は拠出された金額の三分の一以上が中小企業者により出資又は拠出されているものに限る。以下「公益法人」という。)であつて、当該承認活性化計画に従つて支援事業を実施するために必要な資金に係る中小企業信託を用い保険法第三条第一項又は第三条の二第一項に規定する債務の保証を受けたものについては、当該公益法人を同法第二条第一項の中小企業者とみなして、同法第三条、第三条の二及び第四条から第八条までの規定を適用する。この場合

「組合」と一当該事業協同組合若しくは事業協同小組合又は企業組合が行なつて いる事業（事業協同組合及び事業協同小組合にあつては同号の事業であつて主務大臣の定めるものに限る。）とあるのは「当該事業協同組合に係る同法第十三条第二項に規定する承認田滑代計画に定める研究開発の成果の利用に係る事業」とする。

（課税の特例）

| 第三条第一項 | 第三条の二第一項               | 第三条の三第一項  | 第三条の二第二項、第三条の三第二項  |
|--------|------------------------|---|--|
| 当該債務者  | 当該保証をした                | 保険査額の合計額が                                       | 保険査額の合計額が  |
| 務者     | 集積関連保証及びその他の保証」として、当該債 | 集積関連保証に係る保険関係の保険査額の合計額とその他の保険関係の保険査額の合計額とが、それぞれ | 特定中小企業集積の活性化に関する臨時措置法第十二条第一項に規定する集積関連保証（以下「集積関連保証」という。）に係る保険関係の保険査額の合計額とその他の保険関係の保険査額の合計額とが、それぞれ |
|        |                        |   |  |

を含む)又は新株引受権付社債の保有は、中小企業投資育成株式会社法の適用については、同法第五条第一項第二号の事業とみなす。  
(中小企業信用保険法の特例)

第三条第一項、第三条の二第一項又は第三条の三第一項に規定する債務の保証であつて、承認中小企業者が承認進出計画に従つて特定分野への進出を行うために必要な資金に係るもの又は承認商工組合等が承認円滑化計画に従つて円滑化事業を実施するために必要な資金に係るものとをいう。以下同じ。)を受けた中小企業者に係るものについての次の表の上欄に掲げる同法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

において、同法第三条第一項及び第三条の二第一項の規定の適用については、これらの規定中「借り入れ」とあるのは、「特定中小企業集積の活性化に関する臨時措置法第五条第四項の規定による承認を受けた活性化計画に従つて支援事業を実施するため必要な資金の借り入れ」とする。

(中小企業団体の組織に関する法律の特例)

**第十五条** 承認商工組合等の構成員が承認凸滑化計画に定める研究開発の成果の利用に係る事業を協業組合の事業として行う場合における中小企業団体の組織に関する法律(昭和三十二年法



活性化を促進する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

### 特定中小企業集積の活性化に関する臨時措置法案(内閣提出)に関する報告書

#### 議案の目的及び要旨

本案は、特定中小企業集積の活性化を促進しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

#### 1 定義

(一) 「特定中小企業集積」とは、自然的経済的社会的条件からみて一体である地域において、工業に属する特定の事業又はこれと関連性が高い事業を相当数の中小企業者が機的に連携しつつ行っている場合の当該中小企業者の集積をいう。

(二) 「特定中小企業集積の活性化」とは、特定中小企業集積の存在する地域において中小企業者によって新たな経済的環境に即応した事業が行われることにより、当該特定中小企業集積の有する機能が強化され、か

つ、当該特定中小企業集積における事業の構造が高度化することをいう。

2 特定中小企業集積の活性化を促進する措置 この法律に基づく措置は、当該特定中小企業集積の活性化を図ることが特に必要な発展にとって有効かつ適切であると認められる特定中小企業集積について、地域の特性に即した事業の分野への進出による特定中小企業集積の活性化が図られるよう講じるものとする。

#### 3 活性化指針

通商産業大臣は、関係行政機関の長に協議するところ、中小企業近代化審議会の意見を聽いて、活性化に寄与する事業の分野の設定に関する事項等の活性化指針を定め、公表しなければならない。

### 都道府県は、活性化指針に基づき、関係市町村と協議し、当該都道府県内の特定中小企業集積について、活性化計画を作成し、通商産業大臣の承認を申請することができる。

#### 4 活性化計画

中小企業者が、承認を受けた活性化計画に係る活性化促進地域における特定分野への進出を行おうとするときは、進出計画を、また、商工組合等が、その構成員たる中小企業者による特定分野への進出の円滑化を図るために円滑化事業を実施しようとするときは、円滑化計画をそれぞれ作成し、都道府県知事の承認を申請することができる。

#### 5 進出計画及び円滑化計画の承認等

中小企業者が、承認を受けた活性化計画に係る活性化促進地域における特定分野への進出を行おうとするときは、進出計画を、また、商工組合等が、その構成員たる中小企業者による特定分野への進出の円滑化を図るために円滑化事業を実施しようとするときは、円滑化計画をそれぞれ作成し、都道府県知事の承認を申請することができる。

#### 6 中小企業投資育成株式会社法の特例

中小企業投資育成株式会社は、承認を受けた中小企業者のうち資本金が一億円を超える株式会社が承認を受けた進出計画に従って特定分野への進出を行うために必要な資金の調達を図るために発行する新株等の引受け及び保有を行うことができる。

#### 7 中小企業信用保険法の特例

承認を受けた中小企業者又は商工組合等が事業を実施するために必要な資金に係る債務の保証については、保険の付保限度額の別枠化、てん補率の引上げ及び保険料の引下げの措置を講ずる。

#### 8 中小企業団体の組織に関する法律の特例

承認を受けた商工組合等の構成員が承認を受けた円滑化計画に定める研究開発の成果の利用に係る事業を協業組合の事業として行う場合等に關し、中小企業団体の組織に関する法律の関係規定の適用について特例を設ける。

#### 9 課税の特例

進出計画の承認を受けた事業協同組合等又は承認を受けた商工組合等がその構成員たる中小企業者に対しても試験研究費に充てるため

の負担金を賦課した場合において、租税特別措置法で定めるところにより、負担金についての特別償却等の課税の特例があるものとする。

#### 10 その他

資金の確保、指導及び助言、国際経済環境等の考慮等について必要な規定を設ける。

#### 11 施行期日等

(一) この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとし、施行の日から十年以内に廃止するものとする。

#### 二 議案の可決理由

本案は、特定中小企業集積の活性化を図るために必要な措置として、妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

#### 右 報告する。

平成四年三月二十五日

衆議院議長 横内 義雄殿 武藤 山治

商工委員長

義務教育費国庫負担法及び公立養護学校整備特別措置法の一部を改正する法律案

議案の可決理由

本案は、特定中小企業集積の活性化を図るために必要な措置として、妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右 報告する。

平成四年三月二十五日

衆議院議長 横内 義雄殿 武藤 山治

商工委員長

義務教育費国庫負担法及び公立養護学校整備特別措置法の一部を改正する法律案

議案の可決理由

本案は、特定中小企業集積の活性化を図るために必要な措置として、妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右 報告する。

平成四年三月七日

内閣総理大臣 宮澤 喜一

商工委員長

義務教育費国庫負担法及び公立養護学校整備特別措置法の一部を改正する法律案

議案の可決理由

本案は、特定中小企業集積の活性化を図るために必要な措置として、妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右 報告する。

平成四年三月七日

内閣総理大臣 宮澤 喜一

商工委員長

義務教育費国庫負担法及び公立養護学校整備特別措置法の一部を改正する法律案

議案の可決理由

本案は、特定中小企業集積の活性化を図るために必要な措置として、妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右 報告する。

第三条 義務教育費国庫負担法の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「旅費」を「退職年金及び退職一時金並びに旅費」に改める。

附則第一項中「地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(昭和三十七年法律第百五十三号)第三条の五及び第九十六条第一項を削り、「附則第二項」の下に「第一項第一号を除く。」)を加える。

附則第一項を第四項とし、第六項を第五項とする。(公立養護学校整備特別措置法の一部改正)

第五項を第一項とし、第六項を第五項とする。(公立養護学校整備特別措置法の一部改正)

附則第一項第一号を削り、「附則第二項」の下に「第一項第一号を除く。」)を加える。

附則第一項を第四項とし、第六項を第五項とする。(公立養護学校整備特別措置法の一部改正)

第五項を第一項とし、第六項を第五項とする。(公立養護学校整備特別措置法の一部改正)

第五項を第一項とし、第六項を第五項とする。(公立養護学校整備特別措置法の一部改正)

第五項を第一項とし、第六項を第五項とする。(公立養護学校整備特別措置法の一部改正)

第五項を第一項とし、第六項を第五項とする。(公立養護学校整備特別措置法の一部改正)

り、「割合については」を「割合は」に、「中二分の一」とあるのは、「三分の一」を「の規定にかかるわらず、平成元年度から平成三年度までの各年度においては三分の一」とし、平成四年度においては九分の一とし、平成五年度においては九分の一に改める。

#### 第一條 義務教育費国庫負担法(昭和二十七年法律第三百三号)の一部を次のように改正する。

附則第五項中「附則第二項第一号」を「附則第二項第一号」に改め、「平成元年

度から平成五年度までの各年度における」を削除する。

附則第六項中「一時金並びに旅費」に改める。

附則第六項中「地方公務員等共済組合法の長

官報(号外)

百五十三号)第三条の五及び第九十六条第一項を削り、「附則第二十条」の下に「(第一項第一号を除く。)」を加える。  
附則中第七項を削り、第八項を第七項とし、第九項から第十二項までを一項ずつ繰り上げる。

附 則

(施行期日)

この法律中第一条及び第二条並びに次項の規定は平成四年四月一日から、第三条及び第四条並びに附則第三項及び第四項の規定は平成六年四月一日から施行する。(平成四年度及び平成五年度に係る経費についての改正後の規定の適用等)

第二条の規定による改正後の義務教育費国庫負担法(以下この項において「改正後の負担法」という。)附則

第一項の規定に係る國の負担(平成三年度以前の年度に係る経費について平成四年度以降の年度に支出される國の負担を除く。)及び平成四年度に係る経費につき平成五年度以後に支出される國の負担について、改正後の負担法附則第五項及び改正後の特別措置法(以下この項において「改正後の特別措置法」という。)附則

第十一条の規定中平成四年度の特例に係る部分は平成四年度の予算に係る國の負担(平成三年度以前の年度に係る経費について平成四年度以降の年度に支出される國の負担を除く。)及び平成四年度に係る経費につき平成五年度以後に支出される國の負担について、改正後の負

負担法及び第四条の規定による改正後の公立養護学校整備特別措置法の規定は、平成六年度以後の年度の予算に係る國の負担(平成五年度以前の年度に係る経費について平成六年度以後に支出される國の負担を除く。)について適用し、平成五年度以前の年度に係る経費につき平成六年度以後の年度に支出される國の負担については、なお從前の例による。

(地方財政法の一部改正)

第四条 地方財政法(昭和二十二年法律第二百九号)の一部を次のよう改訂する。

第十一条第一号中「旅費」を「退職年金及び退職一時金並びに旅費」に改め、同条第一号の二中「経費を含む」を「経費を除く」に改める。第三十四条第一項第四号中「旅費」を「退職年金及び退職一時金並びに旅費」に改め、同項第五号中「経費を含む」を「経費を除く」に改める。

理 由

共済費追加費用等の経費の性質にかんがみ、かつ、最近における財政状況等を踏まえ、公立の義務教育諸学校の教職員等に係る共済費追加費用等について、國庫負担の割合を段階的に引き下げた後、これを國庫負担の対象外とする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

第一 議案の目的及び要旨  
義務教育費国庫負担法及び公立養護学校整備特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

本案は、最近における財政状況等を踏まえ、公立の義務教育諸学校の教職員等に係る共済費追加費用等について、國庫負担の割合を段階的に引き下げた後、これを國庫負担の対象外とする必要があるので、その主な内容は次のとおりである。

第三条の規定による改正後の義務教育費国庫負担法(以下この項において「改正後の規定の適用等」とい

て、平成四年度以降段階的に負担率を引き下げた後、同六年度から國庫負担の対象外となること。

2 この法律は、平成四年四月一日から施行すること。

平成四年二月十四日 内閣総理大臣 宮澤 喜一

右

国会に提出する。

地域改善対策特定事業に係る國の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案







別表第二第二号(二十三の三)中「(昭和二十六年法律第二百四十九号)」を削り、「定めるところにより」の下に、「地域森林計画について意見を述べ」を加え、「森林整備計画」を「市町村森林整備計画」に、「特定森林」を「要問伐森林」に改め、「撤し」の下に、「施業実施協定の認可に関する事務を行い、森林整備協定の締結に関する協議を行い」を加え、同号(二十四の六)の次に次のように加える。

(二十四の七) 産炭地域振興臨時措置法(昭和三十六年法律第二百四十九号)の定めるところにより、産炭地域振興実施計画の案の作成について意見を述べること。

別表第二第二号(二十五の十四中「住宅地等」)を「住宅及び住宅地」に改め、「一定あるところにより」の下に「都府県が定める住宅及び住宅地の供給に関する計画又は」を加え、「又は」を「若しくは」に改め、同号(二十六の十二)の次に次のように加える。

(二十六の十三) 宅地造成等規制法(昭和三十六年法律第二百九十一号)の定めるところにより、宅地造成工事規制区域の指定について意見を述べること。

別表第二第二号(二十八の六)の次に次のように加える。

(二十八の七) 生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律(平成二年法律第七十一号)の定めるところにより、都道府県が作成する地域生涯学習振興基本構想について協議すること。

別表第三第一号(三十六)中「歯科衛生士の試験、免許、業務の停止等に関する事務を行う」を「歯科衛生士について業務に関する届出を受理する」に改め、同号(四十一の三)中「麻薬取締法」を「麻薬及び向精神薬取締法」に、「業務所」を「麻薬業務所」に、「行う」を「行い、並びに向精神薬卸売業者等の免許及び業務の停止、向精神薬試験研究施設設置者の登録並びに向精神薬卸売業者等の業務の廃止等の届出の受理等に関する事務を行い、向精神薬取扱者から必要な報告を徴し、又は職員をして向精神薬営業所等に立入検査させる等向精神薬の取締り上必要な措置を講じ、並びに構造設備の改善等を命ずる」に改め、同号(九)の六中「命じ」の下に「生活排水対策重点地域の指定等に関する事務を行い」を加え、同号(十三)中「基く」を「基づく」

(二十九の二) 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平成二年法律第七十号)の定めるところにより、食鳥処理の事業の許可に関する事務を行い、食鳥処理場の整備改善を命じ、食鳥処理衛生管理者の設置等の届出を受理し、食鳥処理衛生管理者の解任を命じ、食鳥検査を行い、小規模な食鳥処理業者が作成する確認規程の認定に関する事務を行い、食鳥が疾病にかかり食用に供することができないと認めるとき等に当該食鳥のとさつを禁止する等公衆衛生上必要な措置を講じ、及び食鳥処理業者等から必要な報告を求め、又は職員をして食鳥処理場等に立入検査させる等の事務を行うこと。

別表第三第一号(四十五)中「講じ」の下に「並びに身体障害者居宅生活支援事業を行う旨の届出」を加え、「受理する」を「受理し、並びにこれらの届出をした者から必要な報告を求め、又は職員をしてその事務所等に立入検査させる等監督上必要な措置を講ずる」に改め、同号(四十五)の次に次のように加える。

(四十五の二) 精神薄弱者福祉法の定めるところにより、精神薄弱者居宅生活支援事業を行う旨の届出を受理し、及びその届出をした者から必要な報告を求め、又は職員をしてその事務所等に立入検査させる等監督上必要な措置を講ずること。

別表第三第一号(五十九)中「立入検査させる等監督上必要な措置を講じ」の下に「児童居宅生活支援事業を行いう旨の届出を受理し」を加え、「受理に関する事務を行い、児童福祉施設の設備、運営等の事務を行い、児童福祉施設の設備、運営等の最低基準の維持の実施状況を監督し」を「受理を行ふ特別措置法(平成三年法律第八十二号)の定めるところにより、市町村が作成する特定商業集積整備基本構想の承認に関する事務を行うこと。

別表第三第一号中「認可した」を「届出を受理した」として「を「管理するから」に改め、同号中(五十)の四を

又は老人デイサービスセンター等の設置の届出を受理し、養護老人ホーム等の設置の認可又は届出の受理を行い、並びに老人居宅生活支援事業を行う者並びに老人デイサービスセンター及び養護老人ホームの設置者等から必要な報告を求め、又は職員をしてこれらの者の事務所等に立入検査せられる等監督上必要な措置を講じ、並びに有料老人ホームの設置の届出を受理し、及びそ

れにより、母子家庭居宅介護等事業又は寡婦居宅介護等事業を行いう旨の届出を受理し、及びこれらの届出をした者から必要な報告を求め、又は職員をしてその事務所に立入検査せられる等監督上必要な措置を講ずること。

別表第三第二号(五十五)中「喪失」の下に「並びに」を加え、同号(五十五)の二中「(昭和三十四年法律第八十一号)」を削り、「障害基礎年金」を「老齢基礎年金等」に、「事務を行ふ」を「事務を行い、並びに地域型基金について規約の変更を認可し、及び地盤型基金から必要な報告を徴し、又は職員をしてその事務所に立入検査せられる等監督上必要な措置を講ずる」に改め、同号(六十一)中「取り消し」の下に「賃金業者が作成する事業報告書を受理し」を加え、同号(七十五)中「認可した」を「届出の受理に」に、「認可した」を「届出を受理した」に改め、同号(八十三)中「全国森林計画について意見を述べ」を削り、「森林整備計画」を「市町村森林整備計画」に、「特定森林等」を「要問伐森林等」に、「調停を定め、森林整備計画」を「調停等を行い、森林整備協定の締結についてあつせんを行い、森林施業計画等」に改め、同号中(九十三の六)を「九十三の七」とし、(九十三の五)を(九十三の六)とし、(九十三の四)の次に次のように加える。

別表第三第一号中「九十三の五」特定商業集積の整備の促進に関する事務を行い、児童福祉施設の設備、運営等の定めるところにより、市町村が作成する特定商業集積整備基本構想の承認に関する事務を行いうこと。

別表第三第一号中「九十七」を「九十六の五」とし、その次に次のように加える。

平成四年三月一十六日 衆議院会議録第十三号

地方自治法の一部を改正する法律案及び同報告書

一五

(九十七) 産炭地域振興臨時措置法の定めると  
ころにより、産炭地域振興実施計画の案を  
作成すること。

別表第三第一号中九十七の十一を九十七の十二

とし、九十七の十を九十七の十一とし、九十七の九の次に次のように加える。

**九十七の十** 中小企業における労働力の確保のための雇用管理の改善の促進に関する法律(平成三年法律第五十七号)及びこれに基づく政令の定めるところにより、改善計画が適当である旨の認定に関する事務及び認定を受けた事業協同組合等が行う労働者の募集時期等に関する届出の受理等の事務を行い、並びに認定を受けた事業協同組合等から改善事業の実施状況について報告を求ること。

別表第一号百の二中及び店舗共同化計画を、店舗集團化計画、共同店舗等整備計画又は商店街整備等支援計画に、「並びに」を「及び」に、「認定を受けた者等から認定計画に基づく事業」を「認定を受けた計画に基づく事業を実施する者からその事業」に改め、同号百十七の三中「住宅地等」を「住宅及び住宅地」に改め、同号百二十の四中「〔昭和三十六年法律第百九十一号〕」を削り、「申出」を「指定」に、「及び宅地造成」を「若しくは宅地造成」に、「行ない」を「行い」に、「並びに」を「及び」に改め、同号百二十八中〔昭和二十九年法律第百六十号〕を削り、同表第五号一中「申立」を「申立て」に、「労働組合法及びこれに基づく政令に適合する」を「同法に適合する」に改め、同号二中「あつ旋員候補者」を「あつせん員候補者」に、「あつ旋」を「あつせん」と、「同法」を「労働關係調整法」に改める。

め、同号十四の四の次に次のように加える。

に改め、同号十四の次に次のように加える。

(十五の二) 水道法の定めるところにより、専用水道につき布設工事の設計が施設基準に適合することを確認する等の事務を行い、専用管道設置者又は簡易専用管道設置者に對して施設の改善又は給水の停止を命じ、及びこれらの者から必要な報告を徴し、又は職員をして工事現場等に立入検査させる所を監督上必要な措置を講ずること。(保健所を設置する市の市長に限る。)

十八の二 老人福祉法及びこれに基づく政令の定めるところにより、老人居宅生活支援事業を行う旨の届出又は老人ディサービスセンター等の設置の届出を受理し、養護老人ホーム等の設置を認可し、並びに老人居宅生活支援事業を行う者並びに老人ディサービスセンター及び養護老人ホームの設置者等から必要な報告を求め、又は職員を

してこれらの者の事務所等に立入検査させる等監督上必要な措置を講ずること。(指定期間の市長に限る。)

から必要な報告を求め、又は職員をしてその施設に立ち入調査させる等監督上必要な措置を講ずること。(指定都市の市長に限りる。)

(十八)の四 身体障害者福祉法及びこれに基づく政令の定めるところにより、身体障害者手帳の交付に関する事務を行い、更生医療を担当させる医療機関を指定し、指定医療

に次のように加える。

機関の診療内容及び診療報酬の請求を審査し、診療報酬の額を決定し、並びに審査のため必要がある場合に指定医療機関の管理者から報告を求め、又は職員をして指定医療機間に立入検査させる等監督上必要な措

行う旨の届出を受理し、及びこれらの届出をした者から必要な報告を求め、又は職員をしてその事務所に立入検査させる等監督上必要な措置を講ずること。（指定都市の市長に限る。）

監査を講じ、並びに身体障害者居宅生活支援事業を行う旨の届出を受理し、及びその届出をした者から必要な報告を求め、又は職員をしてその事務所等に立入検査させる等監督上必要な措置を講ずること。（指定都市の市長に限る。）

別表第四第一号十九の八中「住宅地等」を「住宅  
及び住宅地」に改め、同号二十三中「申出」を「指  
定」に、「及び宅地造成」を「若しくは宅地造成に、  
並びに」を「及び」に改め、同表第二号三十三中  
地域森林計画について意見を述べる」を「森林所  
有者等が実地調査等のために他人の土地に立ち入  
ること又は測量若しくは実地調査の支障となる立  
木竹を伐採することを許可する」に改め、同号  
三十四の次に次のように加える。

査のため必要がある場合に指定育成医療機関等の管理者から報告を求め、又は職員をして指定育成医療機関に立入検査させる等

(三十四) 漁港法及びこれに基づく政令の定めるところにより、第一種漁港についての魚港整備計画を定めるところは他の土地

監督上必要な措置を講じ、児童居宅生活支援事業を行う旨の届出を受理し、児童福祉施設の設置を認可し、並びに児童居宅生活支援事業を行う者及び児童福祉施設の管理者等から必要な報告を求め、又は職員をしてこれらの者の事務所等に立入検査させる等監督上必要な措置を講じ、並びに児童福祉施設の業務を目的とする施設で認可を受けていないもの等の設置者若しくは管理者

別表第四第一号四十八中「地区計画」を「地区計画等」に、「執る」を「とる」に、「行う」を「行い」並に遊休土地である旨の通知を行い、遊休土地に係る計画の届出を受理し、その届出をした者に對して必要な勧告を行い、及び遊休土地の買取りの建議に関する事務を行う」に改め、同号四十九の三への立入り等を許可すること。







第三条第一項第四号中「行なう」を「行う」に改め、同項中第六号を第七号とし、第五号の次に一号を加える。

#### 六 合併後の組合に係る森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する計画

第三条第二項に次のただし書きを加える。

ただし、総代会を設けている組合にあっては、その総代の半数以上が出席する総代会において、その議決権の三分の二以上の多数による議決によることができる。

第三条第三項中「昭和六十七年三月三十一日」を「平成九年三月三十一日」に改める。

第四条第一項中「みたす」を「満たす」に改め、同項第二号中「適当であり、かつ、その計画を確実に達成することができる」と認められることを「適当であること」に改め、同項に次の二号を加え

三 合併後の組合の事業經營に関する計画が、次に掲げる計画と調和したものであること。  
イ 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第五条第一項の地域森林計画  
ロ 合併後の組合の地区内の森林の全部又は一部が森林法第十条の八第一項の市町村森林整備計画の対象とする森林であるときは、当該市町村森林整備計画を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

四 合併後の組合がその事業經營に関する計画を確実に達成することができると認められる

1 附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。  
(租税特別措置法及び国税取納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)  
2 租税特別措置法及び国税取納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律(昭和五十三年法律第十一号)の一部を次のように改正する。  
附則第四条第四項、第十九条第七項及び第二十三条第十六項中「平成四年三月三十一日まで

の間に森林組合合併助成法」を「平成九年三月三十日までの間に森林組合合併助成法」に改めること。

十一一日までの間に森林組合合併助成法」に改めること。

5 この法律は、公布の日から施行するものとすること。

6 森林組合合併助成法の一部改正に伴い、合併及び事業經營計画が適当である旨の都道府県知事の認定を受けた森林組合の合併について、税法上の特例措置を設けることとすること。

二 議案の可決理由

本案は、最近における森林及び林業をめぐる諸情勢の変化にかんがみ、森林組合の合併を引き続き促進して森林所有者の協同組織の健全な発展に資するため、合併を促進しその組織・經營基盤の強化を図り、森林組合の健全な発展に資するため、適切な措置と認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成四年三月二十六日

農林水産委員長 高村 正彦

衆議院議長 櫻内 義雄殿

[別紙]

森林組合合併助成法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は本法の施行に当たり、最近においても我が國森林及び林業をめぐる諸情勢が依然として厳しいことにかんがみ、流域林業の中核的扱い手としての森林組合の組織經營基盤を強化するため、森林の導入を図ること。

三 林業後継者の育成に資するため、地域社会との連携を強化しつつ、学習研究体制の整備、グリーブ活動の活性化に努めるとともに、個性と魅力のある地域づくり、都市との交流の促進、その他有効な施策の充実を図ること。

四 林業労働者を確保するため、雇用の安定、労働基準法の完全適用、社会保険への加入促進、福利厚生施設の整備等労働条件の向上、労働安全衛生の確保に努めるとともに、高性能林業機械の導入を図ること。

五 間伐対策については、その緊急性にかんがみ、引き続き森林組合等が行う間伐事業に必要な施設の整備、森林所有者等が共同して行う計画的な間伐の実施、間伐材の需要開発等に努めること。

六 森林災害共済については、対象森林の構成の変化異常災害の発生、加入率が低いままで推移していること等を考慮し、林業經營の安定化を図るという観点から、共済加入の拡大と健全な運営を図るとともに、森林国営保険と併せて、長期的展望を踏まえつつ、将来の経営及び仕組みのあり方について引き続き検討を行うこと。

左記事項の実現に遺憾なきを期すべきである。

記

一 森林組合の合併の促進に当たっては、組合の実態、地域の実情等に基づいた適切な助言、指導を行い、個々の森林組合各自が意欲をもつて取り組めるよう努めること。

二 森林・林業・林産業の活性化を図るために、流域を基本単位として、森林整備水準の向上、國産材産地形成等を図る流域管理システムを確立していく上で、森林組合には流域林業の中核的

役割を担うことが期待されていることにかんがみ、技術向上等に必要な教育、指導の推進による技術者の養成に努めるとともに、地域振興のリーダーともなりうる森林組合職員の人材の確保に努めること。

三 林業後継者の育成に資するため、地域社会との連携を強化しつつ、学習研究体制の整備、グリーブ活動の活性化に努めるとともに、個性と魅力のある地域づくり、都市との交流の促進、

四 雇用の安定、労働基準法の完全適用、社会保険への加入促進、福利厚生施設の整備等労働条件の向上、労働安全衛生の確保に努めるとともに、高性能林業機械の導入を図ること。

五 間伐対策については、その緊急性にかんがみ、引き続き森林組合等が行う間伐事業に必要な施設の整備、森林所有者等が共同して行う計画的な間伐の実施、間伐材の需要開発等に努めること。

六 森林災害共済については、対象森林の構成の変化異常災害の発生、加入率が低いままで推移していること等を考慮し、林業經營の安定化を図るという観点から、共済加入の拡大と健全な運営を図るとともに、森林国営保険と併せて、長期的展望を踏まえつつ、将来の経営及び仕組みのあり方について引き続き検討を行うこと。

右決議する。

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件

右

国会に提出する。

平成四年一月二十八日

内閣総理大臣 宮澤 喜一

放送法第37条第2項の規定に基づき、承認を求める件  
放送法第37条第2項の規定に基づき、別冊日本放送協会平成4年度収支予算、事業計画及び資金計  
画について、国会の承認を求める。

〔別冊〕

### 日本放送協会平成4年度収支予算、事業計画及び資金計画

#### 平成4年度収支予算

##### 予算総則

第1条 日本放送協会（以下「協会」という。）の平成4年度収支予算の収入及び支出を別表第1収支予算書のとおり定める。

第2条 放送の受信についての契約を締結した者から徴収する受信料の額は、次の各号に定める契約種別及び支払区分に応じ、別表第2に掲げるとおりとする。

一 「カラー契約」とは、衛星系によるテレビジョン放送の受信を除き、地上系によるテレビジョン放送のカラーレターベンを含む放送受信契約をいう。

二 「普通契約」とは、衛星系によるテレビジョン放送の受信及び地上系によるテレビジョン放送のカラーレターベンを除く放送受信契約をいう。

三 「衛星カラーレターベン」とは、衛星系及び地上系によるテレビジョン放送のカラーレターベンを除き、衛星系によるテレビジョン放送の白黒受信を含む放送受信契約をいう。

四 「衛星普通契約」とは、衛星系及び地上系によるテレビジョン放送のカラーレターベンを除き、衛星系によるテレビジョン放送の白黒受信を含む放送受信契約をいう。

五 「特別契約」とは、地上系によるテレビジョン放送の自然の地形による難視聴地域又は列車、電車その他営業用の移動体において、地上系によるテレビジョン放送の受信を除き、衛星系によるテレビジョン放送の受信を含む放送受信契約をいう。

六 「訪問集金」とは、協会の集金取扱者への支払など口座振替及び継続振込以外の方法による支払いをいう。

七 「口座振替」とは、協会の指定する金融機関に設定する預金口座、通常郵便貯金等から、協会の指定日に自動振替によって行う支払をいう。

八 「継続振込」とは、あらかじめ協会に届け出を行い、協会の指定する金融機関、郵便局等において協会の指定する支払期日までに継続して払込むことによって行う支払をいう。

2 前項の規定にかかるらず、沖縄県の区域において徴収する受信料の額は、特別契約を除き、特別措置として、別表第3に掲げるとおりとする。

3 前二項の規定にかかるらず、事業所等で衛星カラーレターベン、衛星普通契約又は特別契約を合わせて10件以上契約した者が、一括して口座振替又は継続振込により支払う場合は、前二項に定める受信料の額から別表第4に掲げる額を減じることとする。ただし、次項の規定による場合を除く。

4 第1項及び第2項の規定にかかるらず、協会が定める要件を備えた団体の構成員で衛星カラーレターベン、衛星普通契約又は特別契約を締結した者が15名以上まとまり、団体としてその代表者を通じ、

一括して口座振替により支払う場合は、第1項及び第2項に定める訪問集金による受信料の額から別表第5に掲げる額を減じることとする。

第3条 本予算は、この予算の各項に定めた目的以外にこれを使用することができない。

第4条 本予算の各項に定めた経費の金額は、予算の執行上やむを得ない場合に限り、経営委員会の議決を経て、各項間ににおいて、相互に流用することができる。ただし、給与については、他の項と相互に流用することができない。

2 前項ただし書きの規定にかかるらず、経済情勢の予見できない変動に伴い、本予算における給与の額が民間賃金及び国等の給与の額に比して、著しく均衡を欠くこととなつた場合には限り、事業計画の実施を妨げない範囲において給与の改定を行うときは、経営委員会の議決を経て、他の項と相互に流用することができる。

第5条 本予算中、資本支出において年度内に支出を終わらないときは、同一計画事項の支出に充てたため、予算の残額を翌年度に繰り越すことができる。

2 前年度予算総則第5条による繰越額は、本年度において、同一計画事項に限り使用することができる。

第6条 予備費は、予見しがたい予算の不足に充てる以外にこれを使用することができない。

2 下備費を使用する場合は、経営委員会の議決を経なければならない。

第7条 事業量の増加等により、収入が予算額に比し増加するときは、その増加額は、経営委員会の議決を経て、その一部又は全部を事業のため直接必要とする経費の支出若しくは特別支出、又は借入金の返還若しくは設備の新設、改善に充てることができる。

2 前項に定めるものほか、職員の能率向上による企業経営の改善によつて、収入が予算額に比し増加し、又は経費を予定より節減したときは、その増加額又は節減額は、経営委員会の議決を経て、その一部を職員に対する特別の給与の支給に充てることができる。

第8条 前年度の決算において、後期繰越金が前年度予算で予定した額に比し増加したときは、その増加額を本年度の前期繰越金受入れに計上し、経営委員会の議決を経て、借入金を減額し、又は借入金の返還若しくは設備の新設、改善に充てることができる。

第9条 本予算における事業収支差金と事業収支差金と事業収支差金との差額は、翌年度以降に収支の不均衡が生じた場合の支出に充てるため、その使用を繰り延べることができる。

2 前項の差額が、予算において予定する金額に比し増減するときは、経営委員会の議決を経て、前項の繰り延べができる金額を増減することができる。

第10条 本予算中、資本収入において予定する放送債権は長期借入金に、また、長期借入金は放送債券に替えることができる。

2 前項の差額が、予算において予定する金額に比し増減するときは、経営委員会の議決を経て、前項の繰り延べができる金額を増減することができる。

第11条 国際放送並びに選舉放送の実施に対する交付金が予算額に比し増加するときは、その増加額は、それぞれ国際放送並びに選舉放送に關係ある経費の支出に充てができる。

第12条 業務に關連ある調査研究等に対し、交付金、補助金等の収入があるときは、その金額は、調査研究等に關係ある経費の支出に充てができる。

第13条 建設積立資産繰入れに予定した特別収入の額が、予算額に比し増減するときは、建設積立資産繰入れの額を増減する。

別表第1

## 平成4年度収支予算書

| (一般勘定)            |               | (単位 千円)   |  |
|-------------------|---------------|---|--|
| (事業収支)            |               |   |  |
| 款                 | 項             | 金額  |  |
| 事業収入              | 受信料           | 540,372,666   |  |
|                   | 付次務           | 516,532,840<br>1,866,274<br>8,249,000<br>9,648,552                              |  |
|                   | 収入            | 380,000   |  |
| 事業支出              | 内国契受広調給退一減財特  | 513,133,501<br>186,150,559<br>4,234,754<br>47,974,494<br>1,564,261<br>2,439,619 |  |
|                   | 送納費           | 15,386,000  |  |
|                   | 放収対報研究費       | 4,981,000<br>3,140,000<br>6,900,000<br>12,200,000                               |  |
| 資本支出              | 建設費           | 67,800,000<br>130,000   |  |
|                   | 放送債権還積立資産繰入れ金 | 0   |  |
|                   | 建設積立資産繰入れ金    | 43,777,000  |  |
| 資本収支差金            | 長期借入金返還金      | 0   |  |
| (事業収支)            |               |   |  |
| 事業収支差金の内訳         |               |   |  |
| 資本支出充當            | 20,321,000    |   |  |
| 債務償還充當            | 17,181,000    |   |  |
| 建設積立資産繰入れ         | 8,140,000     |   |  |
| 翌年度以降の財政安定のための繰越金 | 6,898,165     |   |  |

(外取) 括弧

## (資本収支)

(単位 千円)

| 資本収入        | 項目           | 金額         |
|-------------|--------------|------------|
| 事業収支差金受入れ   | 事業収支差金受入れ    | 20,321,000 |
| 資本積立資産戻入    | 減価償却資金受入れ    | 43,777,000 |
| 放送債権還積立資産戻入 | 資本積立資産戻入     | 1,112,000  |
| 建設積立資産戻入    | 放送債権還積立資産戻入  | 6,900,000  |
| 放送債権借入券     | 建設積立資産戻入     | 12,607,000 |
| 長期借入金       | 放送債権借入券      | 6,000,000  |
|             | 建設積立資産繰入れ    | 4,434,000  |
|             | 放送債権還積立資産繰入れ | 95,151,000 |
|             | 建設積立資産繰入れ    | 130,000    |
|             | 放送債権還積立資産繰入れ | 4,981,000  |
|             | 建設積立資産繰入れ    | 3,140,000  |
|             | 放送債権借入券      | 6,900,000  |
|             | 建設積立資産繰入れ    | 12,200,000 |
|             | 放送債権還積立資産繰入れ | 0          |

事業収支において、事業収入から特別収入を除いた経常収入は、5,366億7,886万6千円、事業支出から特別支出を除いた経常支出は、5,121億50万1千円であり、経常収支差金は、245億516万5千円である。

(受託業務等勘定)

(単位 千円)

| 事業収支差金 | 款    | 項目      | 金額      |
|--------|------|---------|---------|
|        | 事業収入 | 受託業務等収入 | 640,000 |
|        | 事業支出 | 受託業務等収入 | 640,000 |
|        |      | 受託業務等費用 | 557,000 |
| 事業収支差金 | 財務費  | 受託業務等費用 | 541,000 |
|        |      | 受託業務等費用 | 16,000  |
|        |      | 受託業務等費用 | 83,000  |

事業収支差金8,300万円と受託業務等費の間接経費4億6,000万円を合計した5億8,300万円を一般勘定の副次収入に繰り入れる。

別表第2 受信料額

| 契約種別     | 支払区分   | 月額     | 6か月前払額  | 12か月前払額 |
|----------|--------|--------|---------|---------|
| カラーコード   | 訪問集金   | 1,370円 | 7,800円  | 15,200円 |
|          | 口座統括振込 | 1,320円 | 7,510円  | 14,630円 |
| 普通契約     | 訪問集金   | 890円   | 5,100円  | 9,940円  |
|          | 口座統括振込 | 840円   | 4,810円  | 9,370円  |
| 衛星カラーコード | 訪問集金   | 2,300円 | 13,140円 | 25,610円 |
| 衛星普通契約   | 口座統括振込 | 2,250円 | 12,850円 | 25,040円 |
| 衛星普通契約   | 訪問集金   | 1,820円 | 10,440円 | 20,350円 |
| 特別契約     | 口座統括振込 | 1,770円 | 10,150円 | 19,780円 |
| 特別契約     | 訪問集金   | 1,040円 | 5,920円  | 11,540円 |
| 特別契約     | 口座統括振込 | 990円   | 5,630円  | 10,970円 |

別表第3 受信料額(沖縄県)

| 契約種別     | 支払区分   | 月額     | 6か月前払額  | 12か月前払額 |
|----------|--------|--------|---------|---------|
| カラーコード   | 訪問集金   | 1,220円 | 6,980円  | 13,560円 |
|          | 口座統括振込 | 1,170円 | 6,690円  | 13,030円 |
| 普通契約     | 訪問集金   | 740円   | 4,280円  | 8,340円  |
|          | 口座統括振込 | 690円   | 3,990円  | 7,770円  |
| 衛星カラーコード | 訪問集金   | 2,160円 | 12,320円 | 24,010円 |
| 衛星普通契約   | 口座統括振込 | 2,110円 | 12,030円 | 23,440円 |
| 衛星普通契約   | 訪問集金   | 1,680円 | 9,620円  | 18,750円 |
| 衛星普通契約   | 口座統括振込 | 1,630円 | 9,230円  | 18,180円 |

| 契約種別     | 割引額                           |
|----------|-------------------------------|
| 衛星カラーコード | すべての契約件数を対象に、50件未満の場合         |
| 特別契約     | 1件あたり月額 200円                  |
| 衛星カラーコード | 50件以上100件未満の場合                |
| 特別契約     | 1件あたり月額 300円                  |
| 衛星カラーコード | 100件以上の場合                     |
| 特別契約     | 1件あたり月額 300円                  |
| 衛星カラーコード | 衛星普通契約及び特別契約については、1件あたり月額 90円 |

ただし、衛星カラーコードの契約件数が、97件、98件又は99件である場合は、100件として受信料の額を算定する。

別表第5 団体一括支払における割引額

| 契約種別     | 割引額                           |
|----------|-------------------------------|
| 衛星カラーコード | すべての契約件数を対象に、契約件数1件あたり月額 250円 |
| 特別契約     |                               |

## 平成4年度事業計画

1. 計画概説  
世界が歴史的な変革を迎えており、我が国においても、社会・経済のさまざまな面での変化が急速に進んでいる。また、人々の価値観や生活様式も多様化が進み、放送を取り巻く環境は、多媒体・多チャネル時代に向けて大きく変化している。

こうした状況のもと、平成4年度における日本放送協会の事業運営は、視聴者の期待と要望にこたえ、調和のとれた多様で豊かな放送サービスを行い、視聴者により一層信頼される公共放送を実現していくとともに、経営財源確保のため、受信料の増加と受信料の確実な収納に努め、あわせて経営全般にわたり効率的な運営と活性化を図ることとする。  
(1) 衛星放送の継続的・安定的実施に万全を期するため、補完衛星の製作・打上げに着手する。  
(2) テレビジョン、ラジオ放送とも全国あまねく受信できるよう、テレビジョン放送局、中波放送局及びFM放送局の建設を行うとともに、老朽の著しいテレビジョン放送機器の更新整備等を行いう。

(3) 放送番組については、視聴者の意向を積極的に受けとめ、番組の充実刷新を図り、公共放送の使命に従事し、国際的規範と社会的連帯感を基調に、豊かな放送番組の提供と公正な報道に努める。また、第25回オリエンピック・パレスコナ大会及び第16回参議院議員通常選挙の放送番組を特別編成する。

|  |  |   |
|--|--|---|
| <p>(4) 國際放送については、日本の実情を正しく諸外国に伝えて國際間の相互理解に貢献することも、諸外国との経済・文化交流を一層促進するため、番組の充実刷新を行い、あわせて受信の改善に努める。</p> <p>(5) 受信料負担の公平を期するため、受信料制度の周知徹底を図り、受信契約の増加と受信料の確実な収納に努める。</p> <p>(6) 協会に対する視聴者の理解と信頼を一層強固にするため、広報活動を積極的に推進するとともに、視聴者の意向の把握と反映に努める。</p> <p>(7) 調査研究については、新しい技術の開発研究をはじめ、放送番組、放送技術の向上に寄与する調査研究を推進し、その成果を放送に活かすとともに、広く一般に公開して、我が國の放送文化の発展に資する。</p> <p>(8) 経営管理については、経営全般にわたり業務の効率的な運営を一層積極的に推進して、能率の向上を図る。また、給与については、適正な水準の維持を図る。</p> <p>(9) 放送及びその受信の進歩発達に必要な調査研究を行ひ法人等に対し、出資を行う。</p> <p>(10) 放送法第9条第3項に基づき実施する放送番組制作の受託業務等については、協会業務の円滑な遂行に支障のない範囲内において積極的に実施する。</p> <p>建設設計画</p> <p>(1) 新放送施設整備計画</p> <p>衛星放送の系統的・安定的実施に万全を期するため、補完衛星の製作・打上げに着手するほか、衛星放送地上設備の整備を行うとともに、ハイビジョン設備の整備を行う。これらに要する経費は、90億7,100万円である。</p> <p>(2) テレビジョン放送網整備計画</p> <p>外国電波通信等による衛星放送地域に対し、補完的に、テレビジョン放送局を建設する。また、県域放送のためのテレビジョン放送局の調査を行うほか、老朽の著しいテレビジョン放送機器の更新整備等を行う。</p> <p>これらに要する経費は、83億6,800万円である。</p> <p>(3) ラジオ放送網整備計画</p> <p>受信の改善を図るため、中波放送局及びFM放送局を建設する。また、国際放送の受信改善を図るため、必要な設備を整備するための負担を行うほか、老朽の著しいラジオ放送機器の更新整備等を行う。</p> <p>これらに要する経費は、46億2,900万円である。</p> <p>(4) 演奏所整備計画</p> <p>放送会館については、福岡放送会館及び千代田分館を完成し、広島放送会館の建設を継続するとともに、大阪放送会館の整備のための諸準備を取り進める。</p> <p>これらに要する経費は、129億3,400万円である。</p> | <p>(4) 國際放送については、日本の実情を正しく諸外国に伝えて國際間の相互理解に貢献することも、諸外国との経済・文化交流を一層促進するため、番組の充実刷新を行い、あわせて受信の改善に努める。</p> <p>(5) 受信料負担の公平を期するため、受信料制度の周知徹底を図り、受信契約の増加と受信料の確実な収納に努める。</p> <p>(6) 協会に対する視聴者の理解と信頼を一層強固にするため、広報活動を積極的に推進するとともに、視聴者の意向の把握と反映に努める。</p> <p>(7) 調査研究については、新しい技術の開発研究をはじめ、放送番組、放送技術の向上に寄与する調査研究を推進し、その成果を放送に活かすとともに、広く一般に公開して、我が國の放送文化の発展に資する。</p> <p>(8) 経営管理については、経営全般にわたり業務の効率的な運営を一層積極的に推進して、能率の向上を図る。また、給与については、適正な水準の維持を図る。</p> <p>(9) 放送及びその受信の進歩発達に必要な調査研究を行ひ法人等に対し、出資を行う。</p> <p>(10) 放送法第9条第3項に基づき実施する放送番組制作の受託業務等については、協会業務の円滑な遂行に支障のない範囲内において積極的に実施する。</p> <p>建設設計画</p> <p>(1) 新放送施設整備計画</p> <p>衛星放送の系統的・安定的実施に万全を期するため、補完衛星の製作・打上げに着手するほか、衛星放送地上設備の整備を行うとともに、ハイビジョン設備の整備を行う。これらに要する経費は、90億7,100万円である。</p> <p>(2) テレビジョン放送網整備計画</p> <p>外国電波通信等による衛星放送地域に対し、補完的に、テレビジョン放送局を建設する。また、県域放送のためのテレビジョン放送局の調査を行うほか、老朽の著しいテレビジョン放送機器の更新整備等を行う。</p> <p>これらに要する経費は、83億6,800万円である。</p> <p>(3) ラジオ放送網整備計画</p> <p>受信の改善を図るため、中波放送局及びFM放送局を建設する。また、国際放送の受信改善を図るため、必要な設備を整備するための負担を行うほか、老朽の著しいラジオ放送機器の更新整備等を行う。</p> <p>これらに要する経費は、46億2,900万円である。</p> <p>(4) 演奏所整備計画</p> <p>放送会館については、福岡放送会館及び千代田分館を完成し、広島放送会館の建設を継続するとともに、大阪放送会館の整備のための諸準備を取り進める。</p> <p>これらに要する経費は、129億3,400万円である。</p> | <p>(5) 放送番組設備整備計画</p> <p>非常災害時等における緊急報道機能の確保を図るため、ニュース・番組の制作送出機器の整備を行いうとともに、安全確保のための機器の整備を行う。また、地域放送充実のための放送機器の整備を行いうほか、老朽の著しい番組制作送出機器の更新整備等を行う。</p> <p>これらに要する経費は、251億円である。</p> <p>(6) 研究設備、一般施設整備計画</p> <p>新しい放送技術の開発のための研究設備の整備を行うほか、宿舎等の整備を行う。</p> <p>これらに要する経費は、47億9,800万円である。</p> <p>(7) 建設管理</p> <p>建設計画の施行に共通して要する経費は、20億円である。</p> <p>3 事業運営計画</p> <p>(1) 国内放送</p> <p>ア 放送番組について、視聴者の意向を積極的に受けとめ、テレビジョン放送において、総合放送は、広く一般を対象とした総合的な放送として、放送時間は1日18時間を基本とし、年間を通して特別編成を随時、機動的かつ集中的に実施するなど、彈力的な放送時間とする。番組内容については、激動する内外の諸情勢的的難に對応して、クローバルな情報や、くらしにかかる情報を多角的に提供するなど、ニュース・情報番組の充実を図るとともに、大型企画番組を積極的に編成する。また、新しい教養・娛樂番組等の開拓を推進し、特に夜間の番組を充実するなど、視聴者の要望にこたえて共感を得る多様な番組の編成を行う。なお、音声多重放送において、聴覚障害者向けの解説放送を実施するほか、文字多重放送において、聴覚障害者向けの字幕番組を拡充する。</p> <p>教育放送は、1日18時間を基本とした放送時間とし、学校放送番組を含む幅広い文化・教育・実用番組を編成し、知識興味や心の豊かさを求める時代の要請にこたえ、新たな番組を開発して充実刷新を図るとともに、障害者向け番組を編成する。</p> <p>衛星放送については、第1テレビジョンは、国際情報やスポーツを中心とする専門情報を1日2時間放送し、特に欧米やアジアのニュースを中心的に効果的に編成する。第2テレビジョンは、難視聴解消を目的とする放送を行うとともに、視聴者にとって魅力ある独自番組を開発するなど文化・娛樂番組を中心とした編成を行い、技術実験時間を除き1日23時間20分放送する。</p> <p>ラジオ放送については、第1放送は、1日19時間を基本とした彈力的な放送時間とし、生活機能の多様化に即応したニュース・生活情報を提供するとともに、緊急報道に万全を期する。第2放送は、1日18時間30分放送し、体系的な語学番組や学校放送番組、多様な教養番組を編成して、生息学習番組等の充実を図る。また、FM放送は、1日19時間放送し、高音質の特性を生かして、クラシック音楽を基本に、多様な音楽番組を提供する。</p> <p>地域から全国への情報発信を一層強化するとともに、地域放送については、各地域の特性に応じた自主編成を積極的に推進することとし、総合放送で1日2時間、第1放送で1日2時間30分、FM放送で1日1時間50分を基本とした彈力的な放送時間により、地域情報番組を提供する。</p> |
|--|--|---|

放送番組の利用については、番組の効果的な編成にあわせ、学校教育の場や生涯学習活動への利用促進を図る。

また、日本から世界に向けた映像情報の発信が少ない現状を改善し、あわせて海外在留の日本人に対して情報を提供することを目的として、日本やアジアの情報を世界に向けて積極的に提供する。

なお、ハイビジョンについては、試験放送に参画し、映像文化の新たな可能性を追求する番組開発を積極的に行って、普及促進に努める。

これらに要する経費は、番組制作に1,321億7,688万8千円、番組の編成企画等に108億7,724万7千円で、総額1,430億5,413万5千円である。

放送施設の運用維持については、良好な電波送信の安定確保に努めるとともに、設備の増加に対処し、効率的な保守運用を図る。

これに要する経費は、430億9,824万4千円である。  
以上により、国内旅費総額は、1,861億5,055万9千円となり、前年度1,661億9,322万7千円

に対して、199億5,733万円2千円の増額となる。  
国際放送

国際放送については、放送時間を1日4時間30分拡充して52時間30分とし、日本の実情を正して諸外国に伝えて国際間の相互理解に貢献するとともに、諸外国との経済・文化交流を一層促進する

、あわせて海外在留の日本人に多様な情報を的確に伝えるため、番組の充実刷新を行う。また、海外中継等を拡充して、受信改善を図る。

このため、総額42億3,475万4千円となり、前年度37億8,860万2千円に対して、4億4,515万2千円の増額となる。

契約収納 愛憎料負担の公平を期するため、愛憎料制度の周知徹底を図るとともに、効果的・機能的な管

活動を行ひ、受信契約の増加と受信料の確実な収納に努める。

内の増額となる。

受信障害の複雑化、広域化など受信環境の変化に即応した受信サービス活動を展開するほか、星放送会員の組織的な業界活動を行い、あわせて受信局の担当地域をめぐらす

このため、総額15億6,426万1千円となり、前年度14億5,637万2千円に対して、1億788万9千の増額となります。

ともに、視聴者の交流・対話活動を強化する。  
松原氏は「0011-0-20000000」として、1997年4月に開催された「

増報となる。

調査研究については、放送の発展を図るため、視聴者の意向的確な把握を行うとともに、放

四年三月二十六日 衆議院会議録第十三号 放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件及び同報告書

送番組の向上に資する調査研究を行う。また、新しい技術の開発研究、放送技術発展のための基

このため、総額6億4,861万5千円となり、前年度53億41万3千円に対して、3億4,790万2千  
歳研究費を行ふ。

円の増額となる。

給与については、適正な水準の維持を図る。これに要する経費は、総額1,378億4,705万円である。

退職手当及び福利厚生

年度489億4,454万3千円に対して、33億6,701万6千円の増額となる。

一般管理については、効率的な業務運営を一層徹底して、経費の節減を図るが、諸税公課の増額により、総額20億4,460万5千円となり、前年度112億3,938万7千円に対して 7.8%増215.8

千円の増額となる。

受託業務等については、会館施設等の一般供用、賃貸及び放送番組の受託制作等を行う。

これらに係る収入は6億4,000万円、支出は5億5,700万円である。受信契約件数

## 1) カラー契約 ア 有料契約書(次件類)

| 区 分               | 平成 4 年度     | 平成 3 年度    | 増 減       |
|-------------------|-------------|------------|-----------|
| 年度 初頭 契約件数        | 23,166,000  | 29,106,000 | △ 940,000 |
| 年度 内 新規 契約件数      | 2,092,000   | 2,048,000  | 44,000    |
| 年 度 内 解 約 件 数     | 3,102,000   | 2,988,000  | 114,000   |
| 年 度 内 増 加 契 約 件 数 | △ 1,010,000 | △ 940,000  | △ 70,000  |

| 区 分       | 平成 4 年度 | 平成 3 年度 | 増 減     |
|-----------|---------|---------|---------|
| 年度初頭免除件数  | 716,000 | 721,000 | △ 5,000 |
| 年度内新規免除件数 | 33,000  | 31,000  | 2,000   |
| 年度内解約件数   | 35,000  | 36,000  | △ 1,000 |
| 年度内増加免除件数 | △ 2,000 | △ 5,000 | 3,000   |

(2) 普通契約

ア 有料契約見込件数

| 区         | 分 | 平成4年度     | 平成3年度     | 増減        |
|-----------|---|-----------|-----------|-----------|
| 年度初頭契約件数  |   | 1,078,000 | 1,188,000 | △ 110,000 |
| 年度内新規契約件数 |   | 88,000    | 88,000    | 0         |
| 年度内解約件数   |   | 198,000   | 198,000   | 0         |
| 年度内増加契約件数 | △ | 110,000   | △ 110,000 | 0         |

イ 受信料免除見込件数

| 区         | 分 | 平成4年度   | 平成3年度   | 増減      |
|-----------|---|---------|---------|---------|
| 年度初頭免除件数  |   | 167,000 | 170,000 | △ 3,000 |
| 年度内新規免除件数 |   | 15,000  | 14,000  | 1,000   |
| 年度内解約件数   |   | 17,000  | 17,000  | 0       |
| 年度内増加免除件数 | △ | 2,000   | 3,000   | 1,000   |

(3) 簡易カラーカー契約

ア 有料契約見込件数

| 区         | 分 | 平成4年度     | 平成3年度     | 増減        |
|-----------|---|-----------|-----------|-----------|
| 年度初頭契約件数  |   | 3,777,000 | 2,358,000 | 1,439,000 |
| 年度内新規契約件数 |   | 1,726,000 | 1,617,000 | 109,000   |
| 年度内解約件数   |   | 217,000   | 178,000   | 39,000    |
| 年度内増加契約件数 |   | 1,509,000 | 1,439,000 | 70,000    |

イ 受信料免除見込件数

| 区         | 分 | 平成4年度 | 平成3年度 | 増減    |
|-----------|---|-------|-------|-------|
| 年度初頭免除件数  |   | 9,000 | 6,000 | 3,000 |
| 年度内新規免除件数 |   | 4,000 | 3,000 | 1,000 |
| 年度内解約件数   |   | 1,000 | 0     | 1,000 |
| 年度内増加免除件数 |   | 3,000 | 3,000 | 0     |

(参考1)

有料契約見込総数

| 区         | 分 | カラー契約      | 普通契約      | 簡易カラーカー契約 | 簡易カラーカー普通契約 | 特別契約  | 合計         |
|-----------|---|------------|-----------|-----------|-------------|-------|------------|
| 年度初頭契約件数  |   | 28,166,000 | 1,078,000 | 3,777,000 | 22,000      | 3,000 | 33,046,000 |
| 年度内増加契約件数 | △ | 1,010,000  | △ 110,000 | 1,509,000 | 10,000      | 1,000 | 400,000    |
| 年度末契約件数   |   | 27,156,000 | 968,000   | 5,286,000 | 32,000      | 4,000 | 33,446,000 |

上記のうち沖縄県の区域における受信契約件数

| 区         | 分 | カラー契約   | 普通契約   | 簡易カラーカー契約 | 特別契約  | 合計      |
|-----------|---|---------|--------|-----------|-------|---------|
| 年度初頭契約件数  |   | 234,000 | 12,000 | 15,000    | 1,000 | 262,000 |
| 年度内増加契約件数 | △ | 0       | 1,000  | 4,000     | 0     | 3,000   |
| 年度末契約件数   |   | 234,000 | 11,000 | 19,000    | 1,000 | 265,000 |

## (参考2)

支払区分別受信契約件数

## (1) カラー契約

| 区         | 分 | 訪問集金      | 口座振替       | 継続振込      | 合計          |
|-----------|---|-----------|------------|-----------|-------------|
| 年度初頭契約件数  |   | 5,405,000 | 22,248,000 | 553,000   | 28,166,000  |
| 年度内増加契約件数 | △ | 1,088,000 | △          | 431,000   | △ 1,010,000 |
| 年度末契約件数   |   | 4,817,000 | 21,777,000 | 1,062,000 | 27,156,000  |

上記のうち沖縄県の区域における受信契約件数

| 区         | 分 | 訪問集金  | 口座振替   | 継続振込  | 合計     |
|-----------|---|-------|--------|-------|--------|
| 年度初頭契約件数  |   | 4,000 | 11,000 | 0     | 15,000 |
| 年度内増加契約件数 | △ | 1,000 | 4,000  | 1,000 | 4,000  |
| 年度末契約件数   |   | 3,000 | 15,000 | 1,000 | 19,000 |

## (4) 衛星普通契約

| 区         | 分 | 訪問集金  | 口座振替   | 合計     |
|-----------|---|-------|--------|--------|
| 年度初頭契約件数  |   | 5,000 | 17,000 | 22,000 |
| 年度内増加契約件数 | △ | 1,000 | 9,000  | 10,000 |
| 年度末契約件数   |   | 6,000 | 26,000 | 32,000 |

## (5) 特別契約

| 区         | 分 | 口座振替  | 合計    |
|-----------|---|-------|-------|
| 年度初頭契約件数  |   | 3,000 | 3,000 |
| 年度内増加契約件数 |   | 1,000 | 1,000 |
| 年度末契約件数   |   | 4,000 | 4,000 |

上記のうち沖縄県の区域における受信契約件数

## (2) 普通契約

| 区         | 分 | 訪問集金    | 口座振替     | 継続振込   | 合計        |
|-----------|---|---------|----------|--------|-----------|
| 年度初頭契約件数  |   | 434,000 | 622,000  | 22,000 | 1,078,000 |
| 年度内増加契約件数 | △ | 81,000  | △ 39,000 | 10,000 | △ 110,000 |
| 年度末契約件数   |   | 353,000 | 583,000  | 32,000 | 968,000   |

上記のうち沖縄県の区域における受信契約件数

## (3) 衛星カラー契約

| 区         | 分 | 訪問集金   | 口座振替  | 合計     |
|-----------|---|--------|-------|--------|
| 年度初頭契約件数  |   | 11,000 | 1,000 | 12,000 |
| 年度内増加契約件数 | △ | 1,000  | 0     | 1,000  |
| 年度末契約件数   |   | 10,000 | 1,000 | 11,000 |

## 5 要員計画

| 区      | 分 | 要員数     |
|--------|---|---------|
| 事業運営関係 |   | 13,762人 |
| 建設     |   | 228     |
| 合計     |   | 13,990  |

要員数については、業務の効率化を積極的に推進することとし、年度内330人の組織を見込んだものである。

## 平成4年度資金計画

## 1 資金計画の概要

平成4年度収支予算及び事業計画に基づく本年度の資金計画は、受信料、放送債券、長期借入金等による入金総額6,186億7,320万9千円、事業経費、建設経費、放送債券の償還、長期借入金の返還等による出金総額6,170億3,880万3千円をもって施行する。

## 2 入金の部

受信料については、受信料収入予算5,165億3,284万円から年度内に収納に至らないものを控除し

た受信料収入額6,129億7,165万1千円を予定する。

放送債券については、60億円発行による入金額59億7,600万円、長期借入金については、44億3,400万円を予定する。

このほか、固定資産売却収入5億8,600万円、放送債券償還積立資産の戻入れ69億円、建設積立資産の戻入れ126億700万円、国際放送関係等交付金収入18億6,627万4千円、有価証券の売却452億円、受取利息その他の入金280億7,228万4千円を見込む。

以上により入金額は、総額6,186億1,320万9千円を見込む。

## 3 出金の部

事業経費4,433億5,407万2千円、建設経費678億円、放送債券の償還69億円、長期借入金の返還

122億円、出資1億3,000万円、放送債券償還積立資産への繰入れ49億8,100万円、建設積立資産への

繰入れ31億4,000万円、有価証券の購入512億円、支払利息その他の出金203億3,373万1千円を合わせます。

(参考) 資金の需要及び調達の四半期別見込みは、下表のとおりである。

(単位 千円)

| 区 分                 | 第1四半期       | 第2四半期       | 第3四半期       | 第4四半期       | 合 計         |
|---------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 1 前期末資金有高           | 35,971,000  | 39,592,275  | 33,647,794  | 39,499,374  | 35,971,000  |
| 2 入 受 放 送 債 券       | 161,857,209 | 114,751,225 | 173,664,864 | 168,339,913 | 618,613,209 |
| 長 期 借 入 金           | 152,362,580 | 99,003,529  | 163,715,787 | 94,899,755  | 512,971,651 |
| 固 定 資 産 戻 収 入       | 3,750       | 0           | 0           | 5,976,000   | 5,976,000   |
| 建 設 積 立 資 産 戻 収 入   | 0           | 0           | 0           | 4,434,000   | 4,434,000   |
| 交 付 金 収 入           | 412,310     | 617,820     | 416,922     | 1,566,274   |             |
| 有 価 証 券 売 却         | 100,000     | 11,100,000  | 100,000     | 33,900,000  | 45,200,000  |
| 受 取 利 息 そ の 他 の 入 金 | 8,988,569   | 3,676,124   | 6,288,405   | 9,119,186   | 28,072,284  |

日本放送協会平成4年度収支予算、事業計画及び資金計画に附する郵政大臣の意見等」という。)は、おおむね適当なものと認める。

平成4年度は、協会が平成元年度に策定した「平成2～6年度経営計画」(以下、「経営計画」という)の中間年度にあたるが、協会は、受信料額を予定どおり据え置くとともにに経営計画を上回る事業収支差金を計上している。

また、協会は、視聴者の期待と要望にこたえ、諧和のとれた多様で豊かな放送番組の提供を行い、視聴者により一層信頼される公共放送を実現していくとともに、経営財源確保のため、受信契約の増加と受信料の確実な収納に努め、あわせて経営全般にわたり効率的な運営と活性化を図ることとしている。

協会は、収支予算等の実施に当たっては、我が国の放送の多メディア・多チャネル化の進展及び激動する国際情勢における放送の役割の増大という情勢の下において協会の役割が高まっていること、協会の財政が受信者の負担する受信料を基盤としていることなどを改めて認識し、国民の理解と信頼を得る事業運営を行っていくことが必要である。

なお、特記すべき事項は、次のとおりである。

## 1 収支予算

## (1) 一般勘定

事業収支における事業収入5,404億円のうち、受信料収入は5,165億円(事業収入全体の95.6%)であって、前年度収支予算に比して176億円(3.5%)増加している。これは、平成4年度初頭の有

| 3 出 事 業 経 費         | 金 費        | 158,235,924 | 120,695,704 | 167,813,284 | 170,293,881 | 617,038,303 |
|---------------------|------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 建 設 経 費             | 10,347,598 | 102,657,368 | 122,307,373 | 117,981,733 | 44,354,072  |             |
| 放 送 債 券 債 違         | 10,548,574 | 12,278,972  | 14,416,313  | 30,556,141  | 67,800,000  |             |
| 長 期 借 入 金 返         | 0          | 0           | 0           | 6,900,000   | 6,900,000   |             |
| 出                   | 12,200,000 | 0           | 0           | 0           | 12,200,000  |             |
| 放 送 債 券 債 違 積 立     | 0          | 50,000      | 30,000      | 50,000      | 130,000     |             |
| 資 產 繰 入             | 0          | 0           | 0           | 0           | 4,981,000   | 4,981,000   |
| 建 設 積 立 資 產 繰 入     | 0          | 0           | 0           | 3,140,000   | 3,140,000   |             |
| 有 価 証 券 購 入         | 28,720,000 | 240,000     | 27,588,000  | 657,000     | 57,200,000  |             |
| 支 払 利 息 そ の 他 の 出 金 | 5,419,762  | 5,469,364   | 3,416,598   | 6,028,007   | 20,333,731  |             |
| 4 期 末 資 金 有 高       | 39,592,275 | 33,647,794  | 39,499,374  | 37,545,406  | 37,545,406  |             |

日本放送協会平成4年度収支予算、事業計画及び資金計画に附する郵政大臣の意見等」という。)は、おおむね適当なものと認める。

日本放送協会平成4年度収支予算、事業計画及び資金計画(以下、「収支予算等」という。)は、おおむね適当なものと認める。

平成4年度は、協会が平成元年度に策定した「平成2～6年度経営計画」(以下、「経営計画」という)の中間年度にあたるが、協会は、受信料額を予定どおり据え置くとともにに経営計画を上回る事業収支差金を計上している。

また、協会は、視聴者の期待と要望にこたえ、諧和のとれた多様で豊かな放送番組の提供を行い、視聴者により一層信頼される公共放送を実現していくとともに、経営財源確保のため、受信契約の増加と受信料の確実な収納に努め、あわせて経営全般にわたり効率的な運営と活性化を図ることとしている。

協会は、収支予算等の実施に当たっては、我が国の放送の多メディア・多チャネル化の進展及び激動する国際情勢における放送の役割の増大という情勢の下において協会の役割が高まっていること、協会の財政が受信者の負担する受信料を基盤としていることなどを改めて認識し、国民の理解と信頼を得る事業運営を行っていくことが必要である。

郵政大臣

料契約件数を3,305万件、平成4年度内増加件数を40万件と見込んだものを基礎とし、過去における契約総数及び衛星契約の増加傾向に照らして計上されたものであるが、経営計画に比して事業収入で3億円、受信料収入で84億円下回っており、協会は、この受信料収入を確保することが必要である。

他方、事業収支における事業支出5,132億円は、前年度收支予算に比して263億円(5.4%)増加しており、特に、国内放送費については、放送番組の充実・向上に対応するための番組制作費等の増加により、200億円(12.0%)増加している。しかしながら、事業支出総額としては、業務の効率化及び減価償却費・財務費の減等により、経営計画に比して115億円下回っており、また、前年度收支予算における事業支出の伸び(8.7%)に比してその伸びが抑えられているものであり、また、前年度計上と認められる。協会は、その財政を長期的に安定させるためにも、業務の効率化及び組織・要員の見直し等により経費の節減に努めることが必要である。

事業収支差金は272億円を計上しており、前年度收支予算に比して286億円減少している。これは、前年度收支予算においては名古屋放送会館新設に伴う特別収入があったこと、収入全体の9割以上を占める受信料収入の伸びに対し番組制作費・契約収納費・調査研究費等全般的な事業経費の伸びが大きいことによるものである。

なお、経営計画に比した場合は、事業収支差金は112億円増加している。

また、事業収支差金の処分予定の内訳については、債務償還充当・建設積立資産繰入れのための資本支出充当に203億円、翌年度以降の財政安定のための繰越金に69億円となっており、妥当な計上と認められる。

資本収支においては、資本収入及び資本支出とも951億円を計上しており、衛星放送の継続的・安定的実施のための補完衛星の製作・打上げの着手金として建設積立資産から50億円戻し入れ、建設費に充当することとしている。資本収入のうち、放送債券発行による収入は、前年度收支予算と同額の60億円であり、長期借入金は、前年度收支予算に比して47億円減の44億円である。他方、資本支出のうち、建設費は前年度收支予算に比して50億円増の678億円であり、資本収支は妥当な計上と認められる。

補完衛星の運用開始を予定している平成6年度以降は、受信料算定の基礎となる事業収支において、補完衛星の減価償却費等の費用が計上されることとなる。現在の衛星付加料金の算定に当たっては、平成2年2月に打ち上げに失敗した補完衛星(BS-2X)の製作・打上げにかかる経費が見込まれており、協会は、これを平成6年度以降の補完衛星の費用として充てることとし、業務の効率化等に努めることにより、補完衛星の打上げが受信者の負担増とならないようにすることが必要である。

## (2) 受託業務等勘定

受託業務等勘定においては、放送法第9条第3項に係る協会の保有する設備の賃貸及び放送番組制作の受託等の業務の収支として、事業収入6億4千万円、事業支出5億6千万円、事業収支差金8千円を計上している。本業務を行うに当たっては、當利を目的としてはならないときかれているが、これは、妥当な計上と認められる。

## 2 事業計画

### (1) 放送網の整備

協会は、テレビジョン放送・ラジオ放送とも全国あまねく受信できるよう、衛星放送設備・テレビジョン放送網・ラジオ放送網の整備を進めることとしている。

衛星放送設備については、衛星放送の継続的・安定的実施をより確実にするための補完衛星の打上げ(平成6年目途)に関する準備を取り進めることとしている。我が国の衛星放送は平成2年8月28日に打ち上げられた放送衛星3号-a(BS-3a)及び平成3年8月25日に打ち上げられた放送衛星3号-b(BS-3b)により実施されているが、BS-3a及びBS-3bについて、打上げ後再生電力が予定を下回る不具合を生じている。このため、BS-3a及びBS-3bのみでは現在の衛星放送を継続的・安定的に実施するための信頼性を十分有するとは言えず、衛星放送の信頼性を維持するためには補完衛星を早期に打ち上げることが有効であると考えられるが、協会は、業務の効率化等に努め、補完衛星の打上げが受信者の負担増とならないようにすることが必要である。

今後、衛星放送が高度化・多様化する国民の情報ニーズにこたえていく基幹的放送メディアのひとつとして発展することとも、難視聴解消のためのメティアとしての役割を果たしていくためには、協会においても継続的・安定的な衛星放送の実施を図りその充実・普及に資するよう努めることが必要である。

### (2) 演奏所の整備

協会は、福岡放送会館及び千代田分館の建設を完了し、広島放送会館の建設を継続することともに、大阪放送会館の建設のための諸準備を行なうなど演奏所の整備を進めることとしている。全国の放送会館については、その整備を計画的に行なうとともに、地域の情報発信・文化活動の拠点として、今後とも、より一層視聴者に親しまれる開かれた放送会館づくりを推進していくことが必要である。

### (3) 国内放送

#### ア 放送番組の充実

協会は、放送番組について、視聴者の意向を積極的に受け止め、放送番組の充実・刷新を図り、公共放送の使命を徹し、国際的視野と社会的連帯感を基調に、豊かな放送番組の提供と公正な報道に努め、また、第25回オリコンピック・バルセロナ大会及び第16回参議院議員通常選舉放送の放送番組を特別編成することとしている。

国内放送においては、地上放送では総合放送・教育放送(テレビジョン)、第1放送・第2放送・FM放送(ラジオ)の5波及び衛星放送では衛星第1放送・衛星第2放送の2波による放送のはか、テレビジョン文字多重放送・テレビジョン音声多重放送を行うこととしている。

放送時間(1日平均)は、前年度事業計画とほぼ同様で、総合放送18時間、教育放送18時間、第1放送19時間、第2放送18時30分、FM放送19時間、衛星第1放送24時間及び衛星第2放送25時間20分(ハイビジョン実験放送終了に伴い、1時間増加)であり、総合放送及び第1放送は弾力的な運用を行うこととしている。

地域放送については、各地域の特性に応じた自主編成を積極的に推進することとし、テレビの総合放送1日2時間、ラジオの第1放送1日2時間30分及びFM放送1日1時間50分を基本とする放送時間により地域情報番組を提供することとしている。

障害者向け番組については、音声多重放送において視力障害者向けの解説放送を実施するほか、文字多重放送において聴覚障害者向けの字幕番組を拡充することとしている。

今後、我が国の放送の多メディア・多チャネル化は一層進展すると考えられ、放送のもつ大きな社会的・文化的影響からも放送番組の質的な充実・向上が望まれている。放送番組については、今後とも、公共放送としての使命にかんがみ、聴聴者会議等の聴聴者関係業務を通じて聴聴者の意向を十分に把握するとともに、協会の保有メディアの特質を生かした豊かな放送番組の提供と公正な報道を行い、放送番組の充実・向上に努めることが必要である。

また、衛星第2放送においては、今後とも、放送普及基本計画に定める難視聴解消を目的とする放送を十分確保していくことが必要である。

#### イ 國際化への対応

協会は、日本から世界に向けた映像情報の発信が少ない現状を改善し、あわせて海外在留の日本人に対して情報を提供することを目的として、日本やアジアの情報を世界に向けて積極的に提供することとしている。

映像による諸外国との相互理解は我が国的重要な課題であり、協会は、今後とも、できるだけ外国语による映像の放送番組の提供に努めるなどして、映像による諸外国との放送番組の交流を積極的に推進することが必要である。

#### ウ ハイビジョン

月25日から(社)ハイビジョン推進協会により世界初のハイビジョン試験放送が1日8時間程度開始されたところである。

協会は、このハイビジョン試験放送に参画し、映像文化の新たな可能性を追求する番組開発を積極的に行い、ハイビジョンの普及促進に努めることとし、ハイビジョン試験放送に対する番組提供及びソフト開発・制作を行うこととしている。

協会は、今後とも、ハイビジョンの円滑な発達・普及を図るために、これまでのハイビジョン実験放送等で蓄積した技術的経験・番組制作ノウハウを生かし、試験放送に番組を提供するとともにその番組の充実に努め、積極的にハイビジョンソフトの開発・制作を行うことが必要である。

#### （4）国際放送

協会は、茨城県八俣通信所の送信設備を整備・拡充するための負担を行うとともに、欧州地域の受信改善に資するため、新たにイギリスの中継局を活用して欧洲向けの国際放送を充実することとしている。この結果、我が国の国際放送の放送時間は、前年度末には1日48時間であったものが平成4年度末には1日52時間30分に拡充されることとなる。

（外）（印）（印）

激動する国際情勢の中で諸外国の日本に対する正しい理解を促進し、併せて海外在留の日本人に対しても必要な情報を提供するため、国際放送の果たす役割は増大しており、協会は、今後とも、国際放送の一層の充実・強化に努めることが必要である。

#### （5）営業活動

協会は、受信料負担の公平を期するため、受信料制度の周知徹底を図るとともに、効率的・積極的な営業活動を行い、受信契約の増加と受信料の確実な収納を図ることとしており、有料受信契約の平成4年度内増加は、契約総数は40万件、衛星契約は152万件を計画している。これは、前年度事業計画に比して契約総数の増加は同数であるが、衛星契約の増加は7万件上回るものである。

口座振替及び継続振込制度の利用件数は、平成4年度内に160万件の増加を図り、平成4年度末利用率で85.0%を計画しており、前年度事業計画の80.7%を上回っている。

協会は、受信料がその財政の基盤であることから、今後とも、口座振替及び継続振込制度の利用を促進するなどの効率的な営業活動を行うことが必要である。

また、受信料の公平負担と経営の安定化の観点から、受信者の移動管理の徹底、契約の締結及び受信料の収納の促進を図ることが必要である。特に、衛星契約については、今後とも、受信者の確実な把握と契約の締結に努め、契約件数の増加を図り、契約率を高めることが必要である。

#### （6）調査研究

協会は、新しい技術の開発研究をはじめ、放送番組・放送技術の向上に寄与する調査研究を推進することとしている。

協会は、今後とも、放送及びその受信の進歩発達に必要な調査研究を積極的に行うことが必要である。

#### （7）経営管理

協会は、経営全般にわたり業務の効率的な運営を一層積極的に推進して、能率の向上を図ることとしており、要員数については、業務の効率化を積極的に推進することとし、平成4年度内30人の減員を見込んでいる。これは、前年度事業計画に比して30人上回るものである。

協会は、今後とも、組織及び要員の見直し等を含む効率化施策について、主体的に取り組み、経営管理について効率的な運営と活性化を図ることが必要である。

また、協会は、今後とも、放送等の方法により、受信者に対して、効率化の実施状況を含む経営内容の周知に努めることが必要である。

なお、協会は、今後とも、放送番組の制作を関連団体へ委託するに当たっては、効率化的観点その他、公共放送としての番組の質の維持・向上、協会における番組制作能力の維持・向上に配慮することが必要である。

#### （8）出資

協会は、前年度に引き続き、放送及びその受信の進歩発達に必要な調査研究を行いう法人等に対し、出資を行うこととしている。

出資については、放送法第9条の2の規定に基づき、今後とも、公共放送としての協会の在り方をふさわしいものとする必要がある。

官 報 (号外)

3 資金計画

協会は、収支予算及び事業計画に基づいて、平成4年度中における資金の出入に関する計画として、受信料・放送債券・長期借入金等による入金総額6,186億円、事業経費・建設経費・放送債券の償還・長期借入金の返還等による出金総額6,170億円をもって施行することとしている。これは、受信料の収納状況・事業の運営状況・建設計画等からみて妥当な計上と認められる。

理 由

日本放送協会から郵政大臣に提出のあった同協会平成4年度収支予算、事業計画及び資金計画については、放送法第37条第2項の規定により郵政大臣の意見を附して国会に提出し、その承認を受けなければならないこととなっているからである。

放送法第三十七条规定に基づき、承認を求める件(内閣提呈)に関する報告書

一 本件の目的  
本件は、日本放送協会の平成四年度収支予算、事業計画及び資金計画について、放送法第三十七条规定に基づき、国会の承認を求めるものである。

なお、本件には、「おおむね適切なものと認める。」との郵政大臣の意見が付されている。

二 本件の要旨  
取支予算は、受信契約者から徴収する受信料の額及び予算経理の準則を示す予算総則並びに収支予算の款項別金額を、事業計画は、計画概説、建設計画、事業運営計画、受信契約件数及び要員計画を、また、資金計画は、収支予算及び事業計画に基づく資金の出入の計画を定めているものであって、その要点は次のとおりである。

1 収支予算  
(1) 受信料の額は、前年度どおり、次の表のとおりとする。

| 契約種別        | 支払区分  | 月       | 額       | 六か月前払額  | 十二か月前払額 |
|-------------|-------|---------|---------|---------|---------|
| カラーキャンペーン   | 訪問集金  | 一、三七〇円  | 七、八〇〇円  | 一五、一〇〇円 | 一九、一〇〇円 |
| カラーキャンペーン   | 継続座振替 | 一、三三〇円  | 七、五一〇円  | 一四、六三〇円 | 一九、一〇〇円 |
| 普通契約        | 訪問集金  | 八九〇円    | 五、一〇〇円  | 九、九四〇円  | 一〇、九七〇円 |
| 普通契約        | 継続座振替 | 八四〇円    | 四、八一〇円  | 九、三七〇円  | 一〇、九四〇円 |
| 衛星カラーキャンペーン | 訪問集金  | 一一、三一〇円 | 一一、一四〇円 | 一一、六一〇円 | 一一、九一〇円 |
| 衛星カラーキャンペーン | 継続座振替 | 一一、三一〇円 | 一一、一四〇円 | 一一、六一〇円 | 一一、九一〇円 |

| 特 別 契 約     | 訪問集金  | 一、八一〇円  | 一〇、四四〇円 | 一〇、三九〇円 |
|-------------|-------|---------|---------|---------|
| カラーキャンペーン   | 訪問集金  | 一、一七〇円  | 六、九八〇円  | 一三、六〇〇円 |
| カラーキャンペーン   | 継続座振替 | 一、一七〇円  | 六、六九〇円  | 一三、〇九〇円 |
| 普通契約        | 訪問集金  | 七四〇円    | 四、一八〇円  | 八、三四〇円  |
| 普通契約        | 継続座振替 | 六九〇円    | 三、九九〇円  | 七、七七〇円  |
| 衛星カラーキャンペーン | 訪問集金  | 一一、一六〇円 | 一一、三三〇円 | 一一、九一〇円 |
| 衛星カラーキャンペーン | 継続座振替 | 一一、一一〇円 | 一一、〇九〇円 | 一一、四四〇円 |

(1) 収支予算の見積は、次のとおりである。  
(一般勘定)

| 事業収入            | 事業支出            | 事業収支差金        | (資本収支)      | 資本収入        | 資本支出 |
|-----------------|-----------------|---------------|-------------|-------------|------|
| 五、四〇三億七、一六六万六千円 | 五、一三一億八、三五〇万一千円 | 一七一億八、九一六万五千円 | 九五一億五、一〇〇万円 | 九五一億五、一〇〇万円 |      |
|                 |                 |               |             |             |      |

## 資本収支差金

なお、事業収支差金二七一億八、九一六万五千円については、二〇三億二、一〇〇万円を

資本支出に充当し、残り六八億六、八一六万五千円は、翌年度以降の財政安定のための財源としてその使用を繰り延べる。

(受託業務等勘定)

(事業収支)

事業収入

事業支出

事業収支差金

事業収支

事業収入

事業支出

なお、事業収支差金八、三〇〇万円と受託業務等費の間接経費四億五、〇〇〇万円を合わせた五億三、三〇〇万円を一般勘定の副次収入に繰り入れる。

(二) 建設計画

衛星放送の継続的・安定的実施に万全を期するための補完衛星の製作・打上げの着手、衛星放送地上設備の整備、ハイビジョン設備の整備、外国電波混信等による難視聴地域に対する補完的なテレビジョン放送局の建設を行うほか、地方放送会館の整備、老朽の著しい放送機器の更新整備等を行う。

(三) 事業運営計画

(1) 国内放送については、激動する内外の諸情勢に的確に対応して、グローバルな情報や、くらしにかかる情報を多角的に提供するなど、ニュース・情報番組の充実を図るとともに、大型企画番組を積極的に編成する。また、新しい教養・娯楽番組等の開発を推進し、特に夜間の番組を充実するなど、視聴者の要望にこたえて共感を得る多様な番組の編成を行なう。

また、衛星放送については、難視聴解消を目的とする放送を行うとともに、国際情報やスポーツを中心とする専門情報や魅力ある文化・娯楽番組の編成を行なう。

また、ハイビジョンについては、試験放送に

参考し、番組開発を積極的に行い、普及促進に努める。

国際放送については、放送時間を拡充して、日本の実情を正しく諸外国に伝えて国際間の相互理解に貢献するとともに、諸外国との経済・文化交流を一層促進し、あわせて海外在留の日本人に多様な情報を的確に伝えるため、番組の充実刷新を行う。また、海外中継等を拡充して、受信改善を図る。

(2) 受信料負担の公平を期すため、受信料制度の周知徹底を図り、受信契約の増加と受信料の確実な収納に努める。また、効率的な業務運営を一層徹底して経費の節減を図る。

また、受託業務等については、会館設等の一層供用、賃貸及び放送番組の受託制作等を行う。

有料契約件数

年度初頭契約件数を三、三〇四万六千件、年度内増加契約件数を四〇万件、年末契約件数を三、三四四万六千件と見込んでいる。

(四) 要員計画

業務の効率化を積極的に推進して、年内に三三〇人の縮減を行い、要員を一二三、九九〇人とする。

## 3 資金計画

平成四年度の資金計画は、受信料、放送債券、長期借入金等による入金総額六、一八六億一、三二〇万九千円、事業経費、建設経費、放送債券の償還、長期借入金の返還等による出金総額六、一七〇億三、八八〇万三千円をもって施行する。

日本放送協会の平成四年度収支予算、事業計画及び資金計画は、放送法の趣旨に照らし妥当なものとの認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

なお、本件に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成四年三月二十六日

衆議院議長 櫻内 義雄殿

通信委員長 谷垣 稔一

〔別紙〕

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、

政府並びに日本放送協会は、次の各項の実施に努めるべきである。

一 放送の社会的影響の重大性及び公共放送に対する国民の期待を深く認識し、放送の不偏不党と表現の自由の確保に一層努めること。

一 協会の経営委員会については、最高意思決定機関としての機能が十分發揮されること。

一 協会は、その経営が視聴者の負担する受信料によることをさらに自覚し、一層創造的でかつ効率的な運営をめざすとともに、職員の待遇についても配意すること。

一 協会は、視聴者・国民に対して経営内容を積極的に開示するとともに、受信料制度の理解の促進を図り、効率的な営業体制を確保しつつ、衛星料金を含む受信者の確実な把握と収納の確保に努め、負担の公平を期すこと。

衛星放送については、その継続的・安定的な実施に万全を期するとともに、難視聴解消の目

的を十分踏まえつつ、番組の充実、ハイビジョンの実用化促進に努め、衛星放送の発展を図るために、将来に向けて衛星に係る経理の明確化等について検討すること。

国際化時代に即応した映像メディアによる国際交流を推進するとともに、国際放送の重要性にかんがみ、海外中継局の充実、交付金等実施経費について一層配慮すること。

協会は、地域社会の発展に貢献する情報番組を提供する等、地域放送の一層の充実・強化について検討すること。

なお、本件に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成四年二月十日

内閣総理大臣 宮澤 喜一

労働保険の保険料の徴収等に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律案

第一 条 労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第八十四号)の一部を次のように改正する。

第四十六条、第四十七条及び附則第七条第一項中「五万円」を「三十万円」に改める。

附則に次の一項を加える。

〔雇用保険率に関する暫定措置〕

第十一条 当分の間、第十二条第四項の雇用保険率について、同項中「千分の十四・五」とあるのは「千分の十一・五」と、「千分の十六・五」とあるのは「千分の十三・五」と、「千分の十七・五」とあるのは「千分の十四・五」とし

て、同項の規定を適用する。この場合においては、同条第五項の規定は、適用しない。

(雇用保険法一部改正)

第二条 雇用保険法(昭和四十九年法律第百六十六号)の一部を次のように改正する。

第十六条中「二千四百十円」を「二千九百七十円」に、「三千二百十円」を「三千九百六十円」に、「七千七百五十円」を「九千五百六十円」に改める。

第十七条第三項中「賃金日額が著しく不当であるとき」を「額を賃金日額とする」とが適當でないと認められるときに改め、同条第四項第一号イ中「一千四百十円」を「二千九百七十円」に改め、同号ロ中「三千二百十円」を「三千九百六十円」に改め、同項第二号中「一万二千二百十円」を「一万五千七十円」に改める。

第十八条第一項中「この条」の下に「及び次条第二項」を加え、「百分の百二十」を「百分の百」と、「百分の八十」を「百分の九十」に、「二千四百十円」を「二千九百七十円」に、「三千二百十円」を「三千九百六十円」に、「七千七百五十円」を「九千五百六十円」に改め、同条第二項中「百分の百二十」を「百分の百十」に、「百分の八十」を「百分の九十」に改める。

第十九条第一項第一号中「千円」を「千三百円」(その額が次項の規定により変更されたときは、その変更された額。次項において「控除額」という。)に改め、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 労働大臣は、年度(四月一日から翌年の三月三十一日までをいう。以下この項において同じ。)の平均給与額(平均定期給与額を基礎として労働省令で定めるところにより算定した労働者一人当たりの給与の平均額をいう。以下この項において同じ。)が平成三年四月一日から始まる年度(この項の規定により控除額が変更されたときは、直近の当該変更がされた年度の前年度)の平均給与額を超える、又

は下るに至った場合においては、その上昇し、又は低下した比率を基準として、その翌年度の八月一日以後の控除額を変更しなければならない。

第三十三条第三項中「七日」の下に「を超えて三日」に、「三十二百十円」を「三千九百六十円」に、「七千七百五十円」を「九千五百六十円」に改める。

第三十六条第五項中「前条」を「第三十五条」に改める。

第三十七条规定第一項中「この項」の下に「及び第五十六条の二第一項」を加え、同条第九項中「第十九条及び」を「第十九条第一項及び第三項並びに」に改める。

第五十六条の二第一項中「第三項」を「以下の項及び第三項」に改め、「である受給資格者」の下に「支給残日数が百日以上であるもの」を除く。)を加える。

第八十三条及び第八十四条中「五万円」を「三十万円」に改める。

第八十五条中「三万円」を「二十万円」に改め二条の次に次の一条を加える。

(国庫負担に関する暫定措置)

第二十二条 国庫は、第六十六条第一項及び第六十七条前段の規定による国庫の負担については、当分の間、これらの規定にかかるわざず、これらの規定による国庫の負担額の十分の八に相当する額を負担する。

2 労働大臣は、年度(四月一日から翌年の三月三十一日までをいう。以下この項において同じ。)の平均給与額(平均定期給与額を基礎として労働省令で定めるところにより算定した労働者一人当たりの給与の平均額をいう。以下この項において同じ。)が平成三年四月一日から始まる年度(この項の規定により控除額が変更されたときは、直近の当該変更がされた年度の前年度)の平均給与額を超えた労働者一人当たりの給与の平均額をいう。以下この項において同じ。)が平成三年四月一日から始まる年度(この項の規定により控除額が変更されたときは、直近の当該変更がされた年度の前年度)の平均給与額を超えた

附則  
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中労働保険の保険料の徴収等に関する法律第四十六条、第四十七条及び附則第七条第一項の改正規定、第二条中雇用保険法第八十三条から第八十五条までの改正規定並びに附則第九条の規定 公布の日から起算して一月を経過した日

二 第二条中雇用保険法第十七条第三項、第十九条、第三十三条第三項、第三十七条规定第九項及び第五十六条の二第一項の改正規定並びに附則第三条から第五条までの規定 平成四年十月一日

三 第一条中労働保険の保険料の徴収等に関する法律附則に一条を加える改正規定、次条の規定、附則第七条中労働保険特別会計法(昭和四十七年法律第十八号)附則第十二項から第十四項までの改正規定(同法附則第十三項に係る部分に限る。)及び附則第八条第二項の規定 平成五年四月一日

四 第二条第一項の規定による改正後労働保険の保険料の徴収等に関する法律附則第十条の規定は、平成五年四月一日以後の期間に係る労働保険料について適用し、同日前の期間に係る労働保険料については、なお從前の例による。

第五条 平成四年十月一日前に安定した職業に就いた受給資格者についての雇用保険法第五十六条の二第一項の規定による再就職手当の支給については、なお從前の例による。

第六条 平成四年度以後の年度に係る国庫の負担額について適用する。この場合において、平成四年度に係る国庫の負担額については、同項中の規定による期間とみなして、新雇用保険法第五十六条の二第一項の規定を適用する。

(賃金日額等に関する経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の労働保険の保険料の徴収等に関する法律附則第十条の規定は、平成五年四月一日以後の期間に係る労働保険料について適用する。この場合において、平成四年度に係る国庫の負担額については、同項中の規定による期間とみなして、新雇用保険法第五十六条の二第一項の規定を適用する。

(国庫負担に関する経過措置)

第三条 その受給資格に係る離職の日が平成四年十月一日前である受給資格者(以下「旧受給資格者」という。)に係る雇用保険法第十七条第三項の規定による賃金日額の算定については、なお

2 第二条の規定による改正後の雇用保険法(以下「新雇用保険法」という。)第十九条第一項(新雇用保険法第三十七条第九項において準用する第一項)とする。

3 第一条の規定の適用がある場合における第六十六条第六項の規定による改正後の雇用保険法(以下「新雇用保険法」という。)第十九条第一項(新雇用保険法第三十七条第九項において準用する第一項)とする。

場合を含む)の規定は、平成四年十月一日以後に行われる失業の認定に係る期間中に自己の労働によって収入を得た場合について適用する。

4 新雇用保険法第十九条第二項の規定は、平成四年度以後の年度において同項に規定する場合に該当することとなつた場合における同条第一項に規定する控除額の変更について適用する。

5 新雇用保険法第三十三条第一項の規定は、平成四年度以後の年度に係る雇用保険法第三十三条第一項の規定による期間に係る経過措置

6 旧受給資格者が平成四年十月一日以後に安定した職業に就いた場合においては、前条の規定により從前の例によることとされた当該旧受給資格者に係る雇用保険法第三十三条第三項の規定による期間とみなして、新雇用保険法第五十六条の二第一項の規定を適用する。

7 旧受給資格者が平成四年十月一日以後に安定した職業に就いた場合においては、前条の規定により從前の例によることとされた当該旧受給資格者に係る雇用保険法第三十三条第三項の規定による期間とみなして、新雇用保険法第五十六条の二第一項の規定を適用する。

8 旧受給資格者が平成四年十月一日以後に安定した職業に就いた場合においては、前条の規定により從前の例によることとされた当該旧受給資格者に係る雇用保険法第三十三条第三項の規定による期間とみなして、新雇用保険法第五十六条の二第一項の規定を適用する。

9 旧受給資格者が平成四年十月一日以後に安定した職業に就いた場合においては、前条の規定により從前の例によることとされた当該旧受給資格者に係る雇用保険法第三十三条第三項の規定による期間とみなして、新雇用保険法第五十六条の二第一項の規定を適用する。

10 旧受給資格者が平成四年十月一日以後に安定した職業に就いた場合においては、前条の規定により從前の例によることとされた当該旧受給資格者に係る雇用保険法第三十三条第三項の規定による期間とみなして、新雇用保険法第五十六条の二第一項の規定を適用する。

11 旧受給資格者が平成四年十月一日以後に安定した職業に就いた場合においては、前条の規定により從前の例によることとされた当該旧受給資格者に係る雇用保険法第三十三条第三項の規定による期間とみなして、新雇用保険法第五十六条の二第一項の規定を適用する。

12 雇用保険法附則第二十三条第一項の規定が適用される会計年度における第五条の規定の適用については、同条中「雇用保険法第六十







右報告する。

平成四年三月二十六日

建設委員長 古賀 誠

衆議院議長 櫻内 義雄殿

〔別紙〕

琵琶湖総合開発特別措置法の一部を改正す

る法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用に遺憾なきを期すべきである。  
琵琶湖総合開発計画の改定に当たっては、水質の回復と保全、自然の生態系の復元と資源維持に十分の配慮をするとともに、調和のとれた生活環境の整備、産業文化の創造に留意すること。

二、琵琶湖総合開発計画の改定に当たっては、事前に環境に与える影響等を十分に調査し、関係住民の意向が反映されるよう努めること。

また、その事業の実施に当たっては、計画的な推進が図られるよう留意するとともに、関係地方公共団体の財政負担の軽減を図るために、交付税、地方債等の財源措置について十分な配慮を行うこと。

三、異常渇水時及び洪水時における洗堰の操作については、滋賀県知事の意向を尊重しつつ関係府県知事との調整を図ること。

四、琵琶湖及びその流入河川の水質を保全するため、工場排水規制及び生活排水対策の推進、下水道の整備促進等、湖沼の水質の保全に関する措置の充実に努めること。

五、将来における近畿圏の水需要の均衡を図るため、工業用水の合理的利用、下水処理水の再利用等、水利用の合理化・高度化の促進を図ること。

特殊土じょう地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律案

右の議案を提出する。

平成四年三月二十六日

提出者

建設委員長 古賀 誠

衆議院議長 櫻内 義雄殿

〔別紙〕

特殊土じょう地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律

昭和二十七年法律第九十六号の一部を次のように改

正する。  
附則 第二項中「昭和六十七年三月三十一日」を「平成九年三月三十一日」に改める。

附則 この法律は、公布の日から施行する。

附則 第二項中「昭和六十七年三月三十一日」を「平成九年三月三十一日」に改める。

附則 この法律は、公布の日から施行する。

第一条第一項第一号中「並びに毎月の第一土曜日及び第四十曜日」を「及び土曜日」に改める。

附則

この法律は、一般職の職員の給与等に関する法律及び行政機関の休日に関する法律の一部を改正する法律(平成四年法律第 号)の施行の日から施行する。

本則中「休職者」の下に「派遣国会職員、育児休業をしている職員」を加える。

衆議院法制局職員定員規程の一部を改正する規程

平成四年三月二十六日

提出者

衆議院法制局職員定員規程(昭和三十三年三月二十八日議決)の一部を次のように改正する。

本則中「休職者」の下に「派遣国会職員、育児休業をしている職員」を加える。

この規程は、平成四年四月一日から施行する。

附則 この規程は、平成四年四月一日から施行する。

附則 この規程は、平成四年四月一日から施行する。

附則 この規程は、平成四年四月一日から施行する。

附則 この規程は、平成四年四月一日から施行する。

附則 この規程は、平成四年四月一日から施行する。

最近における我が国の社会経済情勢にかんがみ、完全週休二日制を実施するためにすべての土曜日を国会に置かれる機関の休日とする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

附則 この規程は、平成四年四月一日から施行する。

官 報 (号 外)

平成四年三月二十六日 衆議院会議録第十三号

第一回  
明治十五年三月三十日  
種類便物認可日

発行所  
〒105 東京都港区  
虎ノ門二丁目一番四号  
大蔵省印刷局  
電話  
03 (3587) 4302  
定価  
本邦一部  
六円(税込)  
四八